

Title	イングランド北東部解散修道院の土地処分
Sub Title	The disposal of the monastic lands in North-East England
Author	中野, 忠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.6 (1972. 6) ,p.396(32)- 428(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19720601-0032
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720601-0032">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720601-0032</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## イングランド北東部解散修道院の土地処分

中野 忠

筆者は、石炭産業を中心とする諸工業の立地としてイギリス国民経済の重要な一画を担いながら、研究史上殆ど顧みられることのなかったイングランド北東部2州、ダラム・ノーサンバランドの「近代化」の過程を跡づけてみたい。本稿ではそのための仮の出発点として修道院解散をとりあげる。従って本稿は、修道院解散に関する1ケーススタディを目指すと同時に、近世初頭のこの地方の歴史的状況をスケッチすることをも意図している。

### I

1536年に始まるヘンリー8世の修道院解散は、イギリス近代史に多面的影響を及ぼす事件だった。それはローマとの関係を断ったイギリスの「宗教改革」の一環をなすものであったことは勿論、解散によってもたらされた莫大な財産の管理が財務行政上の変革を不可欠にしたという意味で、行政改革をも伴うものであった。が、なかでも興味深いのは没収財産(土地)の処分、その社会的帰結であろう。経済史家がとりわけ注目してきたのもこの点だった。前世紀末、Gasquet 枢機卿は次のように述べている。「解散の後には文字通りの争奪戦が続いた。多くの者が交換または高価格での転売のみを目的として譲与を得た。……ヘンリーの政策の支持者は、自分や自分の家族のため、自身またはクロムウェルの影響を通じて大きな分け前を得た。……ある者は(地代の20倍の標準より)遙かに低い率でこれを獲得した。……王は没収・売却されたものの実際の価格を受取ることは決してなかった……(こうした事態から)利益を受けたのは“新人 new men”だった。彼らは修道院の廃屋の上に勢力と地位を築き、法の名のもとに略奪された富の上に家族の財産の基礎をおいた。……廷臣の間で修道院領を分割するという政策の結果は現実には土地独占を惹起し……新しい被譲与者は古い慣習に煩わされることがなかったから、地代は何処でもつり上げられた……」<sup>(2)</sup>しかし、精緻ではあ

注(1) この点に関しては既に富岡次郎『イギリス農民一揆の研究』創文社、昭和40年、第四章、1-3節に詳しく論じられているので、これを参照されたい。最近の研究では Batho, G., 'Landlords in England, Crown,' Thirsk, J. (ed.) *The Agrarian History of England and Wales*, vol. IV, 1500-1640. Cambridge, 1967 (以下 *Ag. Hist. E.W.* と略) pp. 260-5.

(2) Gasquet, F.A., *Henry VIII and the English Monasteries*, 4th ed., 1889, 7th ed., 1920, pp. 397-401, 467, 471.

## イングランド北東部解散修道院の土地処分

るが、やや偏見に満ちた Gasquet のこの研究に代表される古典的見解を、今日そのままの形で支持する者は誰もいないだろう。半世紀以上経た現在、このテーマに関する研究は地方史の領域でとり上げられ、遙かにソフィステイケートされ、旧説は様々な角度からの挑戦を受けることになった。これら新しい研究の出発点とも頂点ともなったのは、デヴォンシャについて、譲与明細書 particular for grant を基礎資料として論じた Youings の一連の研究、及びこれに触発されて展開された Habakkuk の鋭利な旧説批判論文であった。

近年の研究が強調する点は、次の4点に要約しうる。<sup>(4)</sup> 第一に、処分の条件に関するもので、王室の無償の下賜や馬鹿げた安値での売却は旧説が主張してきたほど多くはなく、<sup>(5)</sup> この種の譲与が行なわれた場合も、王室の放漫な処分の証左というよりむしろ、政治的貢献という点での価値を抜け目なく顧慮した「政治的投資」と見なさるべき例である。<sup>(6)</sup> はじめ、売却は大概、年価値の20倍、20 years'

注(3) Counce, C.R., 'The Dissolution of the Kentish Monasteries; *Archaeologia Cantiana*, vol. 47, 1935, pp. 126-43, Hay, D., 'The Dissolution of the Monasteries in the Diocese of Durham,' *Archaeologia Aeliana*, 4th ser., vol. 15, 1938, pp. 69-113. (但し、この二論文は、没収財産の処分については簡単に触れているのみ) Rowse, A.L., *Tudor Cornwall; Portrait of a Society*, London, 1941, 5th ed., 1949, chap. IX, XII, Hodgett, G.A.J., 'The Dissolution of the Religious Houses in Lincolnshire and Changing Structure of Society,' *Lincolnshire Architectural and Archaeological Society, Reports and Papers*, new ser., vol. 4, pt. 1, (筆者未見。富岡、前掲書、及び小松芳喬、『イギリス農業革命の研究』岩波書店、昭和36年、310-13頁によって大要を知りうる。) Youings, J.A., 'The Disposal of Monastic Property in Land in the County of Devon, with special reference to the period 1536-58,' *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. 24, (1951), (以下 'Disposal' と略), pp. 198-202., ditto. 'The Terms of the Disposal of the Devon Monastic Lands, 1536-58,' *Eng. Hist. Rev.*, vol. 69 (1954), pp. 18-38. (以下 'Terms' と略), ditto (ed.), *Devon Monastic Lands; Calendar of Particulars for Grants, Devon and Cornwall Record Society*, new ser., vol. 1, Torquay, 1955. (以下 Particular と略) (以上の Youings の研究は、富岡、小松両教授の前掲書のほか、今岡恒夫『解散修道院の土地処分——特にデヴォンシャの場合——』三田学会雑誌59巻2号、に詳細に紹介されている) Haigh, C., *The Last Days of the Lancashire Monasteries and the Pilgrimage of Grace, Remains Historical and Literary connected with the Palatine Counties of Lancaster and Chester* vol. 17, 3rd. ser., Manchester: printed for the Chetham Society, 1969, esp. chap. X, Smith, R.B., *Land and Politics in the England of Henry VIII; The West Riding of Yorkshire; 1530-46*, Oxford, 1970, esp. chap. VI. この他に筆者は参照しえなかったが、Hampshire, Yorkshire, Leicestershire, Lancashire の修道院解散に関する博士論文があるといわれる。また修道院の土地処分に密接に関わるものとして、いわゆる「ジェントリー論争」以後、あらわれつつあるジェントリーについての Finch, Simpson, Cliffe, Manning らの地方史研究も検討せねばならないだろうが、問題が膨大となるので別の機会に譲りたい。全国的レベルでの研究としては、Lilliegren, S.B., *The Fall of Monasteries and the Social Change in England*, Lunds Universitets Arsskrift, 1924. が、現在でも尚、土地処分の結果のみを扱った唯一のモノグラフであるが、今日の水準からみて必ずしも正確な研究とはいえない。R.H. Tawney も *The Agrarian Problems in the Sixteenth Century*, London, 1912. pp. 381-4. では、Gasquet の見解に概ね従っている。新しい地方史研究を踏まえたものとしては、Habakkuk, H.J., 'The Market for Monastic Property, 1539-1603,' *Eco. Hist. Rev.*, 2nd. ser., vol. 11, no. 3, (1958), pp. 362-80., Knowles, D., *The Religious Orders in England*, vol. III. *The Tudor Age*. Cambridge, 1959, esp. chap. XXXII, Woodward, G.W.O., *The Dissolution of the Monasteries*, London, 1966, esp. chap. 9., Youings, J.A., 'Landlords in England, Church,' *Ag. Hist. E.W.* (以下 'Church' と略) pp. 306-56. 特定の個人に関するケーススタディとして Slavin, A.J., *Politics and Profit: Study of Sir Ralph Sadler, 1507-1547*, London, 1966, chap. 9.

その他の研究については Knowles, Youings らの文献目録や注を参照されたい。

(4) 以下の叙述に際しては小松教授の前掲書に教えられるところが多かった。教授の著書以降付けにされた研究も、教授が「新見解」と呼ばれる見方を支持するものが優勢のように思われる。

(5) 但し、この点は既に Savine によって主張されている。Savine, A., *The English Monasteries on the eve of the Dissolution. (Oxford Studies in Social and Legal History, vol. 1.)* 1909, p. 70.

(6) Youings 'Terms', pp. 18, 29-30, 38 et passim., ditto., 'Disposal,' p. 200.

purchase, の標準価格で行われたし, 一般物価上昇期の16世紀全般にわたって, years purchase による調整を通じて 20 years' purchase に実質的に等しい価格(地価の標準)は維持された, 少なくともその努力が払われた, という点である。第二に, これと関連して, 投機(人)の活動を過大視することの訂正。<sup>(7)</sup>単に投機的転売の事例が多くないということだけでなく, Habakkuk は, 従来投機人と考えられていた者の何人かを現実の購入希望者の代理人とみることによって, この主張をさらに一步前進させた。<sup>(8)</sup>第三に, 被譲与者の性格に関して。修道院に代って登場してきた世俗の新地主が, 旧地主たる修道院とは全く異なる新しい型の地主だったとするのは事実と反する。地主としての修道院の記録は, 同時期の世俗地主のそれと較べてよくも悪くもなかった。インフレーションの圧力は地主に地代つり上げや土地経営の改善を迫ったとはいえ, 旧修道院領での地代上昇の方が, 旧来からの世俗地主の土地でのそれより大きかったとはいえない。テナントに対する地主の態度には何ら急激な変化はなかった。<sup>(9)</sup>第四に, この事実と表裏をなして, 「新人」の抬頭は考えられてきたほど多くはなかった, という事実の指摘である。ヨーマン, ましてや商人が修道院の土地を得て地主に転

注(7) Habakkuk, op. cit. passim. 彼の指摘は, years purches の増加を需要の増加や購入者としての商人の登場によって説明しようとした Youings 説('Terms' p. 31)を修正するものだった。但し, エリザベス朝末期の王領地売却では, 明らかに王室は years purchase による調整ができなかったことを示す次の研究がある。Outhwaite, R.B., 'The Price of Crown Lands at the Turn of the Sixteenth Century,' *Eco. Hist. Rev.*, 2nd ser., vol. 17, no. 3. (1965), pp. 229-40. 尚, 富岡教授は前掲書 330-302 頁で, Habakkuk に依拠しながら, 「……修道院領を年価値の20倍以上に高く売却することを妨げていたのは……直封騎士奉仕という条件であった。(この点についても当の Habakkuk が批判している, cf. op. cit.—中野)……その条件の緩和は人々の購買意欲を高めたとともに, その売却価格の引上げを可能にした。」として, years purchase 引上げを示す表を引用しておられる。しかし私的土売却が通常, 純改良地代の20倍で行われていた時期, 何故, 修道院領を中心とする王領地のみがこれを遙かに上回る倍率で行われたのだろうか。この点の説明こそ Habakkuk 論文の立論の基礎となっているものであるから, やや協道にそれるが, 筆者なりに要約紹介しておこう。

1540年代の王領地売却価格(P)は, 原理的には次の如き単純な方法で決定された。

$$P = A \times 20 \quad (A = \text{年価値})$$

修道院領は大概解散前に貸出されていたが, 解散時の委員会が年価値(A)として評価したのはその地代にほぼ等しい額だった。20倍は一般土地市場での倍率にほぼ一致するものだったから, インフレーションの影響の少ない時期に決定されたPは, 時価と比べて「不当に低くも高くもない」地価だったことになる。ところが物価や一時金等の上昇が進行するにつれて, Aは次第に現実の価値  $A' (= A + a)$  と乖離してくる。この時点で王領地売却委員会が市場価格に近い売却価格(P')を決定する際に採った方法は, 年価値を新たに評価し直し決定する  $(P' = (A + a) \times 20)$  のではなく, years purchase による調整  $(P' = A(20 + X))$  だった。つまり  $P' = (A + a)20 = A(20 + X) \therefore X = \frac{a}{A} \times 20$

即ち, years purchase の増加(X)とは, A と A' のひらき(a)を, Pの決定の場合と同じ基準で評価した場合に相当する年数を意味したのである。Habakkuk の論述はもっと複雑であるが, いずれにせよこの点を無視して years purchase の増大の事実のみを指摘された富岡教授の主張は, あたかもその増大が修道院の土地に対する需給関係の変化の反映であるかの如き印象を与える。だが Habakkuk の批判の眼目の一つは, まさにこの点にもあったのである。

(8) Youings, Particular. pp. xxii-iii, Knowles, op. cit. p. 398.

(9) Habakkuk, op. cit. pp. 377-80, Woodward, op. cit. p. 132. しかし投機が存在を全く否定するものでないことは勿論である。例えばヨークの例として, Woodward, G.W.O., 'A Speculation in Monastic Lands,' *Eng. Hist. Rev.*, vol. 71, (1964), pp. 778-83, Smith, op. cit. pp. 235-42.

(10) Woodward, Dissolution of Monasteries. pp. 130-4. しかしこれは新説というより Savine の主張の一層の強調とみなすべきかもしれない。尚, Gasquet 修道院の土地がプロテスタント地主に渡ったことにも経済的悪弊の原因の一つを求めているが, 今日, この点も殆ど否定されている。Rowse, op. cit. p. 222., Haigh, op. cit. p.139., Woodward, op. cit. p. 133.

じていく, というのは通例ではなかった。<sup>(11)</sup>解散修道院領は農村の既存勢力, 特にジェントリーの中規模所領の拡大に資することによって, その内部の力のバランスを変えるものであったにしても, 解散前の土地所有の構造を大きく変えるものではなかった。<sup>(12)</sup>こうして修道院解散の結果は, それが土地所有や農業革命に与えた一定の影響を認めつつも, かつて考えられていたようなカタストロフィックなものではなく, よりマイルドなものだった, とする見解が支配的であるといつてよい。<sup>(13)</sup>

こうした研究成果をふまえて, 以下でわれわれは北東部二州における解散修道院の土地処分について考察する。北東部は二つの点で興味をひく。第一に, 後に触れる通り, この地方はイングランドの孤立した後進地域であったがため, 第二に, この地方の土地譲与は大量の石炭鉄石のそれをも内包するものであったがため。第二点については別稿で詳論するとして, 第一点より, さしあたり北東部をとりあげることの意義を次の点に求めたい。政治権力による外部からのインパクト(修道院解散)は単独で, 特定地域社会内部の経済社会, 特に土地所有の構成をどの程度変えるだろうか。これが比較的純粋に観察しうるのは, 他の経済的要因に攪乱されることの少ない相対的に停滞した地域であろう。北東部はこの意味では最適の例といえる。

IIの(一)では解散前の北東部の政治的経済的背景を, (二)では解散とそれを巡る動きを, IIIでは解散修道院領の処分状況を論じ, IVでわれわれの結論を整理しつつその研究史上での位置づけを試みたい。

注(11) Woodward, op. cit. p. 131, Dickens, A.G., Thomas Cromwell and the English Reformation, London, 1959, p. 182.

(12) Habakkuk, op. cit. p. 380, Youings, Particular, pp. xxv-xxix.

(13) Youings, 'Church,' は新しい研究をふまえた現段階の水準を示す労作だが, これも右の4点を大筋において, 支持している。しかしもとより以上の新見解は完全な市民権を得ているわけではない。例えば Hodgett の研究は, 修道院解散が「リンカンシャの社会構造を変化させた」(op. cit. p. 95. 小松, 前掲書より引用)としてある面では伝統的見解を引継いでいるし, West Riding に関する Smith の最新の研究も, 大胆な結論は控えているが, 必ずしも新見解に都合のよい結論ばかりではない。その結論の一部を紹介しておこう。

	購入者数	購入額(年価値)	一人当たり平均額	(注)
1. 政治的譲与者	7	£ 805 (45%)	£ 115	1. は宮廷などで政治的に恵まれた立場にあるため購入しえた者, 殆ど貴族。
2. 行政的 "	4	£ 196 (11%)	£ 49	2. 修道院反対運動や, 王室増加と関係のあった者
3. 商人, 金融業者	5	£ 603 (33%)	£ 120	3. ロンドン, 地方商人
4. 既存の地主	10	£ 151 (8%)	£ 15	4. 政治的にウェートの小さいジェントリー
5. ヨーマン	3	£ 49 (3%)	£ 16	
	29(名)	£1,804(100%)	—	

Smith, op. cit. pp. 240-53. より作成

さしあたり, ジェントリーではなく, 貴族と商人層の進出ぶりに注目されたい。但し, 地方史にとって重要なのは, 特定の地域に全国の縮図を見出そうとすることよりむしろ, その地域社会のおかれた政治的経済的セッティングのもとで, 右の新見解のもつ意味を吟味してみることだろう。

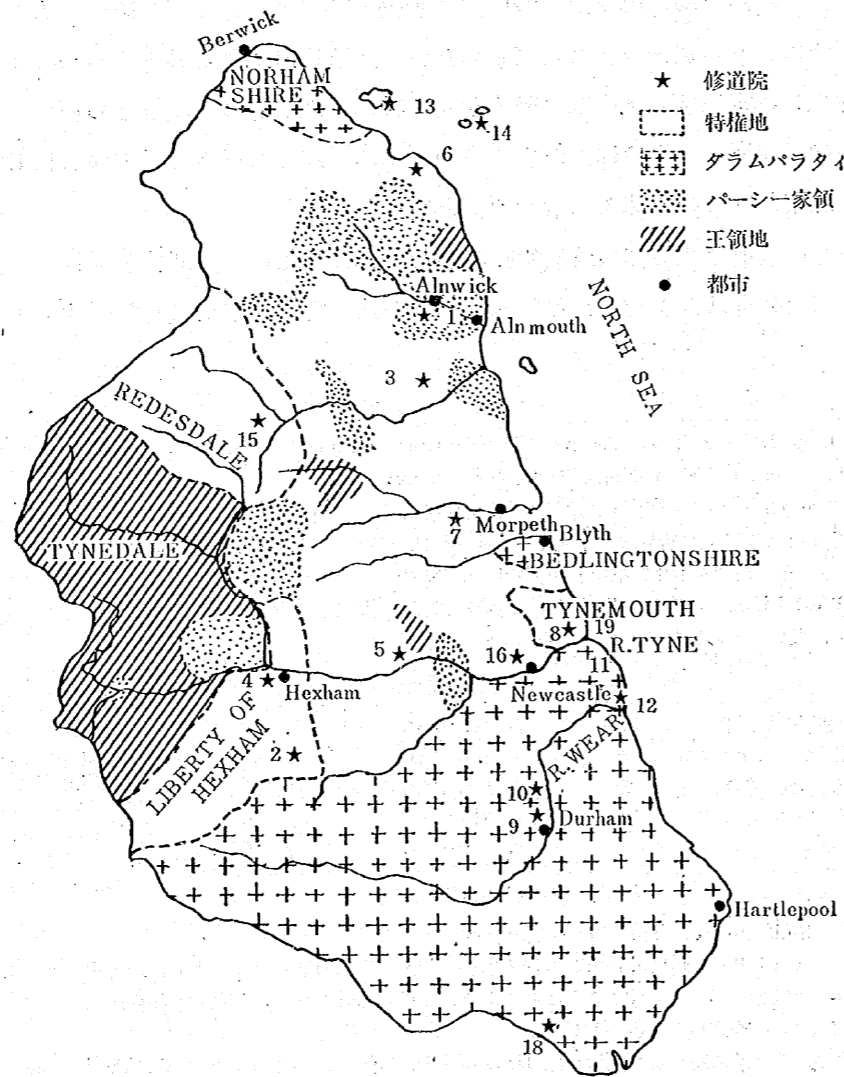
(14) この地方の修道院解散に関する研究は前記 Hay, op. cit. の他, Trevor-Roper, H.R., 'The Bishopric of Durham and the Capitalist Reformation,' *Durham Univ. JI.* vol. 38, (1945-6), pp. 45-58; Greenslade, S.L., 'The Last Monks of Durham Cathedral Priory,' *Durham Univ. JI.* vol. 41, (1948-49) pp. 107-13. を挙げるが, 土地処分については殆ど分析されていない。尚, この地方に関する社会経済史的研究書は, 我国では森本轟氏の中世ダラムに関する精力的研究を例外として殆どないし, イギリス本国でさえ見るべきものは極めて乏しいように思われる。従って本稿の特にII-(一)は, 断片的記述を集めたごく不完全なスケッチでしかない。

II

(一)

河川や山系に阻まれた遠隔地、という自然の要害に加えて、北部には中央政府の支配を受けぬ政治的伝統が根強く息づいていた。オーナー、パロニー、さらには聖域 sanctuary などと呼ばれる特権地は、一部は王領地となり、あるいはその特権を次第に削減されていったが、16世紀を迎えても尚、北東部には国王令状の直接及びぬイミュニティを享受する特権地が残っていた。(図1参照)<sup>(15)</sup>その上、<sup>(16)</sup>

図1 16世紀北東部の修道院と特権地



注(15) Reid, R.R., The King's Council in the North. London, 1921. (以下 Council と略) pp. 7-13. Cam, H.M., 'The Decline and Fall of English Feudalism', History, vol. 25 (1941) pp. 320-1; 富岡次郎「イギリス絶対王制と北部問題に関するおぼえがき」歴史学研究, 第338号(1968) 32-4頁, 尚, グラム王権州については Lapsley, G.T., The County Palatine of Durham. Cambridge, Mass., 1900 passim, Hexham 特権地については A History of Northumberland.

王室は北部に、こうした特権地の成立、存続の原因の一つともなった、対スコットランドの辺境防衛という課題を抱えていた。<sup>(17)</sup>この対策のため、王室は13世紀以降、辺境守護職を設けたが、実際これを握ったのは北部の封建的大貴族であった。<sup>(18)</sup>特に東部辺境守護職ばかりか、北部の幾多の官職、<sup>(19)</sup>王領地を独占したノーサンバランド伯 Percy 家は、一方で辺境地方の支配の正当性の根拠を王権よりの委任によりつつ、他方でこの王権の浸透を、辺境ばかりかイングランド各地に分散した大所領からあがる経済力と社会的影響力を背景に拒むことによって、議会や王権そのものさえ制肘しうる実力をふるっていた。「Percy 家以外の君主を知らない」住民も、王権ではなく、Percy 家に仕え、その仕着せを纏うことで立身、昇進の道を求めたのだった。<sup>(20)</sup>この地はまさに「封建制の故地、王権への抵抗の拠点、失われた大義の自然の避難所」(Reid, Council, p. 1)であり、集権化された家産官僚国家樹立を目論む王室にとってアキレスの踵であったといわなければならない。

これら北東部の自然的政治的孤立性、特殊性には、その住民の社会生活が照応していた。辺境防衛に備えて、16才から60才までの壮丁は、要求された時にはいつでも騎兵または歩兵として奉仕する義務を負っていた。<sup>(21)</sup>しかしこれを担当する住民の生活は決して豊かなものではなかった。山岳、高原、森林、沼沢、ヒースにおおわれた荒地が多くを占めるこの地方は、恵まれぬ天候と相俟って、農耕地に乏しく、農民がたつきとするのは家畜の飼育だった。<sup>(22)</sup>特にスコットランドに近接した地域では、略奪の危険のため定住耕作さえ覚つかぬ有様で、犁起すことができるのは戦乱の一時的休息時の僥倖といって過言でない程だった。<sup>(23)</sup>定住は大概、分散した孤立農家または細村の形態をとり、マナ制度も「イングランドの何処よりも弱い根しかもたなかった。」<sup>(24)</sup>従って農民を結ぶ紐帯や権威

Issued under the direction of the Northumberland County History Committee. XII vols. Newcastle 1893-1926. (以下 N.C.H. と略記する). III, pp. 20-56, Tynemouth 特権地については, N.C.H., VIII, pp. 207-21.

注(16) 特権地については Reid, Council の巻末, 修道院については V.C.H. Durham. II. p. 76, Gasquet, F.A., op. cit. 巻末の地図を借用。

(17) Cam, op. cit. p. 221, 尚, ヘンリー8世の時代, 再び緊張した対スコットランド関係については簡単に Mackie, J.D., 'Henry VIII and Scotland', Transactions of Royal Historical Society. 4th ser. vol. 29 (1947) pp. 93-114.

(18) 固有の意味での辺境 Marches とは, Marches law の及ぶ範囲で, Cumberland, Westmoreland, Northumberland の大部分をおおう地域だが, Durham は含まない. cf. Reid, R.R., 'The Office of Warden of the Marches; its Origin and Early History.' (Eng. Hist. Rev., vol. 32, 1917) (以下 Office と略) pp. 485-7, Lapsley, G.T., 'The Problem of the North; A Study in English Border History.' American Hist. Rev., vol. 5, (1900) p. 221. しかし以下では辺境とはこの厳密な意味に於てではなく, 大体北東部2州を指すものである。

(19) 詳しくは篠塚信義「中世末期イングランドにおける大諸侯権力について」(イギリス中世史研究会編「イギリス封建社会の研究」山川出版社, 昭和45年) 424頁参照。

(20) Reid, 'Office,' pp. 490, 494-6, ditto, Council, pp. 18-21, Lapsley, op. cit. p. 450.

(21) Hughes, E., North County Life in the Eighteenth Century. London 1952, pp. 419-23, Reid, 'Office,' p. 482.

(22) Reid, Council, pp. 1-5. ditto. 'The Rebellion of the Earls. 1569,' Transactions of Royal Historical Society, 2nd ser., vol. 20, 1906 pp. 174-5. (以下 'Rebellion' と略); Kerridge, E., The Agricultural Revolution. London. 1967, pp. 160, 163-4.

(23) J.S. Brewer, J. Gardiner, and R.H. Brodie, (eds.) Calendar of Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the reign of Henry VIII. 1862-1932. (以下 L&P. と略) XXI(1), p. 461, Creighton, M., 'The Northumbrian Border,' Archaeological Journal, vol. 42. p. 55.

は、村やマナ領主よりむしろ、クランや家族などの(擬制的)血縁の絆であり、季節に応じて家畜を追いつつ移動する牧畜 transhumance の慣行は、この農民間の共同感を強化することにもなった。<sup>(25)</sup> 貧しい農林家計に補助収入を与えたはずの農村工業も、ここでは見るべきものがなかった。この地方の粗質な羊毛の多くは加工されることなく、ニューカスルを通じて大陸に輸出されたし、石炭産業は既に14・5世紀、教会勢力の主導のもとに、鉛、鉄採掘と並んでかなり高い水準に達していたとはいえ、住民に十分な雇用機会を提供する程ではなかった。<sup>(26)</sup>

それだけでなく生活の保証は乏しいのに加えて、少なくとも高地地域では16世紀半ばにも分割相続の慣習が存続し、農民保有地の規模を益々縮小させる傾向があった。<sup>(27)</sup> 貧困の圧力の捌口を生産活動に見出せない一部の辺境農民にとって、残された道は略奪と軍役勤務だった。騎士、ジェントリーの息子達もまた、土地経営や商業よりむしろ、軍事勤務に独立への捷径を求めねばならなかった。さらにこれら Percy 家に仕える封建家臣団の間に巣くう割拠主義は、彼らの間に絶えず私闘の種を播き、北部の混乱に一層の拍車をかけていた。<sup>(28)</sup>

尤も、こうした比較的よく知られた辺境地方の描写は、西部の高地地域により相応しいものであろう。両州の沿岸、河川流域には平地、盆地が広がっており、相対的に安定した農業が営まれていた。集村、共同耕地、三圃制、マナなど、ミッドランド型の農業組織がここでは見出すことができる。表1は16世紀も後半の、主に低地地域の住民の遺産目録であるが、一部の者は相当規模の財産を所持していたことが窺える。<sup>(29)</sup> 穀物の種類も小麦から豆類に至るまで豊富だったが、財産の多くを占めるのは高地地域と同様、食肉・運搬牽引・酪農用の牛・豚・馬・山羊、及び食肉と羊毛用の羊若干からなる家畜であった。ニューカスルを初め、主な都市や市場町が散在したのもこの地域である。

しかしここもまた辺境の一部であることに変わりなかった。経済的チャンスの実現の場たる市場町の密度はイングランドの何処よりも希薄であったし、都市にも注目すべき手工業はなかった。ニューカスルもスコット人侵入の際の避難所としても重要な意味をもっていた。<sup>(31)</sup> 共同耕地はあっても、

注(24) Creighton. op. cit. p. 58., Reid, Council, p. 4., Thirsk, J., 'The Farming Regions of England,' in Ag. Hist. E.W. pp. 21-2. がこの点については cf. Jolliffe, J.E.A., 'Northumbrian Institution,' Eng. Hist. Rev., vol. 41, (1926) passim.

(25) Thirsk. op. cit. pp. 15, 22-3, Kerridge. op. cit. pp. 163-5, Lapsley. op. cit. p. 451.

(26) Welford, R. History of Newcastle and Gateshead, London. 1884-7. vol. 1. passim. 石炭については別稿に譲る。  
(27) Creighton. op. cit. p. 76., Butlin, R.A., 'Northumberland Field System' Agricultural Hist. Rev., vol. 12, no. 1 (1964), pp. 116-7, Reid, Council, p. 6.

(28) Reid, Council, pp. 6-7. Sir Thos. Tempest から Norfolk 伯へ「ノーサンバランドは完全に無秩序状態にある。……私は司教領の北岸での逗留ほど悩まされたことはない。(この住民は) 身を守るためなら盗賊団とも結託するだろう……」L&P. XII(1) p. 152, また「……この地方のジェントルメンは互いに助け合わねばならぬが、彼らの間での嫉妬、侮蔑、敵意はひどいものである……」L&P. XVIII(1), pp. 86-7. XI, p. 524. XII(1), p. 155.

(29) Thirsk, op. cit. pp. 25-7, Batlin, op. cit. pp. 99-105.

(30) Raine, J. (ed.), Wills and Inventories from the Registry of Durham. pt. 1., Publications of Surtees Society, vol. 2, 1835 (以下 W & I. と略) より作成。但し、この表は修道院解散後のものであるから、われわれの当面の研究にとって都合のよいものではない。

表1. 遺産目録よりみり北東部農村の動産所有状況: 1560-80

番号	名前	前	居住地	身分	年度	a. 家畜 £ (%)	b. 穀物 £ (%)	b/a 家畜比率	c. 農具 £ (%)	d. 家具食器等 £ (%)	e. その他 £ (%)	f. 動産総額 £ (%)	g. 債権 £	h. 債務 £	備考
1	Sir Ges. Heron		Harbottle	Knt.	-76	395(62) <sup>+</sup>	97(15)	0.24	1(0)	81(12)	68(11)	641(100)	24	296	+うち羊£157
2	Jer. Salveyn		Croxdale	Esq.	-70	330(57) <sup>+</sup>	39(7)	0.12	4(1)	179(31)	21(4)	573(100)	443	37	+うち羊£60
3	Les. Temperley		Saggerston heugh	Gent.	-77	143(43)	25(7)	0.17	4(1)	19(6)	153(43) <sup>+</sup>	334(100)	0	22	+リース地評額£132
4	Thos. Delaval		Seaton Delaval	Knt.	-72	184(59)	68(22)	0.37	8(3)	40(13)	9(3)	309(100)	0	260	+うち羊£90
5	Ralph Conyers		Long Newton	Gent.	-80	111(44) <sup>+</sup>	120(47)	1.08	10(4)	2(1)	9(4)	252(100)	0	41	+うち羊£9
6	Thos. Swinburn		Edlingham	Esq.	-72	107(48)	-	0.00	-	38(17)	-	223(100)	0	28	+うち羊£29
7	Jno. Billingham		Cruck Hall	Gent.	-77	102(51) <sup>+</sup>	39(19)	0.38	3(2)	55(28)	0	199(100)	8	109	+うち羊£15
8	Nich. Ridley		Willinmonwick	Esq.	-73	131(70) <sup>+</sup>	18(14)	0.14	-	-	-	187(100)	0	16	+旧修道院領
9	Robt. Lampton		Stainton	-	-63	99(62) <sup>+</sup>	28(18)	0.28	7(4)	23(14)	2(2)	159(100)	0	20	+うち羊£1
10	Ges. Swinburn		Chesborn <sup>+</sup>	Gent.	-76	85(55)	22(14)	0.26	4(3)	39(25)	5(3)	155(100)	6	12	
11	Jno. Hartburn		Stillington	-	-60	54(36) <sup>+</sup>	48(32)	0.88	13(9)	16(11)	19(12)	150(100)	0	0	
12	Thos. Grey		Elswick	-	-71	43(54)	20(26)	0.47	13(17)	-	3(2)	79(100)	0	0	
13	Robt. Prat		Knaton	Smith	-62	15(22)	7(10)	0.47	4(16)	-	-	67(100)	0	0	
14	Ed. Conyers		Long Newton	-	-80	25(37)	30(45)	1.20	7(10)	3(5)	2(3)	67(100)	3	22	
15	Ges. Harbottle		Calke Park	Gent.	-76	21(87)	2(8)	0.10	-	-	-	25(100)	-	-	
16	Jno. Mitforth		Thorphill	Gent.	-74	10(61)	5(28)	0.45	-	-	-	18(100)	-	-	
17	Wm. Hilton		Biddick	Esq.	-62	3(2)	-	0.00	-	12(80)	-	16(100)	0	826	
18	Cuth. Richardson		Therlehouse	Yeo.	-65	1(32)	1(32)	0.78	0.1(4)	1(32)	-	3.1(100)	9	10	

(注) 居住地の位置については図2を参照  
-は不明

目録に記された合計と筆者の計算による合計が相異した場合、記載漏れがあったと判断して目録の数値を採用した。  
b. 穀物は、納屋等にストックされたものと播種されたもののみの評価額であって、必ずしも穀物の規模をそのまま反映してはいない。  
3. は明らかに大規模な借地農であるが、それ以外は、世襲の土地を経営するジェントリーだったと思われる。  
この中、1, 4, 8はこの地方有数の旧家であるが、生活水準の指標とみなしうd.e.の項がかなり少額であることを注意されたい。

やせた地味のため永続的な耕作は大概不可能であり、収穫量もミッドランドのその三分の一にも及ばないのが普通だった。<sup>(32)</sup>それ故、一度不作に見まわれたり、駐留する軍隊の糧秣が調達されるとなると、忽ち住民への食料供給は渋滞し、イングランド南部や大陸から大量の穀物を輸入せねばならなかった。<sup>(33)</sup>貨幣経済は、この地方の玄関ともいえるティン河口でさえ十分浸透してはいず、農民は修道院解散期にも依然として貢租の一部を現物で納入していた。<sup>(34)</sup>表1に示された数百ポンドを越える動産を所持する第一級の騎士、ジェントリーは、確認される限り、数世紀も前まで家系の迫れる一握りのエリートであり、農村住民の圧倒的多数を占めるのは、保有態様が経済的身分と一致する

表2. 北東部の解散修道院

番号	<Monasteries>	解散時	修道士(女)数	総収入 £-s-d	純収入 £-s-d	総世俗収入 £-s-d	純世俗収入 £-s-d
1	Alnwick	-39.12	17	254-13-8	189-15-0	118-3-2	81-16-6
2	Blanchland	-39.12	19	-	40-9-0	-	-
3	Brinkburn	-36.	10	87-2-6	68-18-1	50-15-10	44-7-9
4	Hexham	-37.	10	266-15-2	211-8-2	152-5-9½	147-12-9½
5	Ovingham	-37.5	3	38-11-1	-	-	-
6	Bamburgh	-36.	-	124-15-7	116-12-5	16-12-3	14-5-7
7	Newminster	-37.	15	-	100-8-11	-	-
8	Tynemouth	-39.	19	-	397-10-5	-	-
(9)	Durham	-37.12	32	1615-14-10	1250-3-5	1119-9-0	928-18-7
10	Finchale	-36.	9	146-19-2	122-15-11	86-6-6	78-11-11
11	Jarrow	-36.	2	40-7-8	38-14-4	20-14-4	19-14-4
12	Wearmouth	-36.	2	26-18-4	25-8-4	8-13-4	7-13-4
13	Holy Island	-36.	2	60-5-0	48-18-11	24-2-0	19-0-3
14	Farn Island	-36.	2	12-7-8	12-7-8	-	-
	<Numeries>						
15	Holy Stone	-	8	-	-	-	-
16	Newcastle	-39.1	18	-	36-0-10	-	-
17	Lambley	-	6	5-15-8	-	-	-
18	Neasham	-39.	7	29-9-9	21-17-7	26-9-9	21-17-7
19	Tynemouth	-39.	-	-	-	-	-

以上の他に、都市に設けられ、都市内に小規模の土地を所有していた次の如きFriaryがあった。  
Berwick(20.Franciscan, 21.Carmelite) Bamburgh(22.Dominican) Hulne near Alnwick(23.Carmelite)  
Newcastle(24.Dominican, 25.Franciscan, 26.Carmelite, 27.Trinitarian, 28.Austin) Hartlepool(29.  
Franciscan)

[注] 修道院の位置については、第I図をみよ。

-は不明。ノーサンバランドについてのValor Eccles. は極めて不完全といわれる。

Hay, op. cit. の数値を採用したが、4,9,18については、Valor Eccles. の数値と異っている。

cf. Savine, op. cit. pp. 272, 279-8

注(31) Welford, op. cit. vol. 1, p. ix, Ancient Petitions Relating to Northumberland, (ed.) Fraser, C.M., Publications of the Surtees Society, vol. 176, Durham & London. 1966. pp. 180, 222. 市場町については, Everitt, A., 'The Marketing of Agricultural Produce' Ag. Hist. E.W. pp. 468, 496-8.

(32) Kerridge, op. cit. pp. 159-60.

(33) L&P. XVIII, p. 656, XIX(1), pp. 55, 93-4, 108, XX. pp. 142-3, 262.

(34) N.C.H., VIII, pp. 232-3, Tawney, Agrarian Problem, p.198, Reid, Council. p. 196.

慣習保有農達であった。<sup>(35)</sup>彼らは辺境奉仕と結びついた tenant right と呼ばれる比較的有利な保有上の権利を享受していたとはいえ、彼らの間での活発な土地市場も、かの Lilliputian capitalist も、勃興するジェントリーも、稀だった。<sup>(36)</sup>南部を襲った商業化の波はこの地方を洗うに至らなかった。停滞性を強調し過ぎたり、低地地域と高地地域のコントラストを無視することは許されないとしても、北東部が政治的にも経済的にも辺境、孤立した後進地域だったことは間違いないところである。

こうした社会にあつては、修道院は依然、キリスト教の伝統の正当な代表者であり、「社会生活の焦点」でもあった。2州の修道院の数は多くはなかったし、その規模も、2,3の例外を除けば小さなものだった。<sup>(37)</sup>けれどもそれらは、パラティン伯領を統轄するダラム司教やヨーク大司教の威光を後背に、この地方の住民の内面、社会生活に尚深く食込んでいたのである。<sup>(38)</sup>

(二)

かくてヘンリー8世が北部、特に北東部で直面した問題は、次の如きものであった。即ち、残存する特権地を廃し、大封建勢力を抑え、根強い教会勢力の力を削いで「宗教改革」を断行し、しかも辺境の防衛を固めて北部の安寧を保つこと、これである。1536年に始まる修道院解散と前後して、ヘンリー8世は北部問題解決の手を矢継ぎ早に打った。その直接の目的は異なっていたが、これらの政策とその結果は、現実には密接な関連をもつものだった。

注(35) さしあたり Tawney, op. cit. pp. 25, 48, 55-6.

(36) Thirsk, op. cit. p. 19. Kerridge, E., Agrarian Problems in the Sixteenth Century and After. London. 1969. pp. 43-5. 注(7)もみよ。また, cf. N.C.H., VIII. p. 237. Tawney, op. cit. p. 299.

(37) Tawney, op. cit. pp. 66, 97, 190-1. N.C.H., IX. p. 197. Trevor-Roper, op. cit. pp. 45-6. Sir.Wm. Heron は Eppleton ロードシップの半分をその土地のヨークマンにリースした。そして1519年までに彼にこのマナ全部を売却してしまった。Surtees' History of Durham の記述を信頼すれば、「これはダラム司教管区でテナントが自分の領主からマナと領主権を得た最初の例である」quoted in Welford, op. cit. vol. 2. p. 55.

(38) Hay, op. cit. pp. 72-3, 88-9. より作成。また Greenslade, op. cit. も参照。解散前の修道院の経済状態の分析に関しては、Hay, op. cit. pp. 82-93. 森本 隆「修道院解散時におけるダラム司教座聖堂付属修道院の経済状態」名古屋学院大学論集20号(昭和44年)、に論じられているので参照されたい。

(39) L&P. X, p. 301. Letter relating to the Suppression of the Monasteries, (ed.) Wright, Publications of the Camden Society, 1843, pp. 124-5. quoted in Hay, op. cit. p. 80. Knowles, op. cit. p. 327. Reid, Council, pp. 123, 137. Hay, op. cit. pp. 77-8. Gasquet, op. cit. pp. 94-5. これらは主に内陸山岳地帯にあった Hexham 修道院に関する記述だが、慈善の施与者として、雇用機会の提供者として、宿泊所として、教育機関として、道路の保全を守るものとして、さらに辺境防衛の任も分担するものとしての修道院の重要な社会的機能を指摘している。修道院がこの地方の土地のどれ位の割合を所有していたかは不明だが、図1,図2から判断して、少なくとも比較的大きな修道院は、低地地域や盆地にかかるこの地方では肥沃な場所に所領の中心をおいていたことは明らかであり、Hexham の例がどの程度他の修道院にも妥当するかは疑問の余地がある。また Hay は、ダラム司教領内の修道院経済の特質として、聖界収入(大部分は十分の一税)の重要性を挙げ (Savine によれば総収入に対する総聖界収入の割合は全国平均約 25%, 北部平均約 40%, 北東部約 53%), 多数の俗人が雇用されていた事実と併せて、この地方では十分の一税の世俗収入との同一化 (Savine のいう「十分の一税の世俗化」) op. cit. pp. 111-2) が殆ど進んでいなかったことを指摘している。Hay, op. cit. pp. 87-8. 表2参照。但し、このことは、勿論、世俗収入(「土地移動」)に関係があるのはこれである)もまた、home farm からの収入の比率が高かったことを示唆するものではない。II章, 注(11)参。尚北東部と類似した例として cf. Haigh, op. cit. pp. 59-60.

ダラム、ノーサンバランドには、併せて19の修道院、修道女院、10の修道会があった。修道院の中、ダラム(司教座付属)修道院と、タインマウスTynemouth 修道院を除くと、全ては純年収 £200以下と評価される小修道院だったから、最初の小修道院解散令の対象となった。<sup>(40)</sup> Bamburgh, Brinkburn などの修道院、及びダラム修道院の付属修道院等は速かに解散されたが、Hexham や Newminster では、王室は修道士を先頭とする頑強な抵抗に遭遇せねばならなかった。これらの蜂起は、<sup>(41)</sup> やがて様々な階層の様々な利害を巻き込んでリンカンシャを中心に北部全域を席卷する、あの恩寵の巡礼の魁けをなすものだったのである。

北東部の住民がこの叛乱に参加したことは、「社会生活の焦点」としての修道院を温存しようという彼らの保守性によっても説明されようが、動機は他にも考えられる。一つは小修道院解散と同年、相次いで成立した特権地の特権削減若しくは廃絶を企図する一連の議会法である。<sup>(42)</sup> 治安判事、巡回裁判官などの任命権、重罪人の刑事裁判権、聖域特権等を剝奪して王に移すこれらの法が、とりわけ多くの特権地をもち、その利益を享受してきた北東部住民の、中央政府に対する不信と反抗を掻立てたろうことは十分推察される。いま一つは Percy 家に対する王室の態度である。放埒な浪費家であった6代ノーサンバランド伯 Henry Percy は、Halton (Nthld) のジェントリー Carnaby 家を初めとする寵臣や友人に、贈与や格別有利なリースによってその所領を惜し気もなく与えていた。王室も1531年、カンバーランド Cocker mouth の Percy 家領を手に入れた後、小修道院解散の前年には、Carnaby 家を通じて、相続人なき場合 Percy 家の全所領を王が相続する、との遺言を取付けることに成功した。<sup>(43)</sup> この王室の Percy 家に対する処遇及びこれを進めた宮廷官僚とその共謀者に対する反感もまた、北部住民を蜂起に赴かせた要因であった。<sup>(44)</sup>

注(40) The Statutes of the Realm, III, pp. 575-8. L&P. X, pp. 515-7. では小修道院の年価値合計をダラムでは£343-12-9、ノーサンバランドでは£580-4-10(全国の約2%強)と記されている。表2では Hexham 修道院の純年収は£200以上とされているが、これは Hay が解散後の Paper survey の数値をより信頼性があるとして採用したからで、Valor Ecclesiasticus では£122-11-1である。(Savine, op. cit. pp. 279-80.) Savine も指摘した Valor Eccles. の過少評価の事実はこの一例からも明らかであるが、Tynemouth 修道院の場合でも、1526年の所領会計簿によると、裁判所収入等を除いても総収入は£732-1-0とされている(N.C.H., VIII, p. 114) のに Valor Eccles. では、純収入£400にも達していない。この地方に関する Valor Eccles. の数値は他州以上に信頼性が乏しいように思われる。いずれにせよ表2は修道院収入の極く大雑把な見取図でしかない。

(41) L&P. XI, pp. 203-4, 269. N.C.H., III, pp. 50-2. Gasquet, op. cit. p. 194. Knowles, op. cit. pp. 324-6. Woodward, op. cit. p. 86.

(42) 27. Hen. VIII. c. 19, 27. Hen. VIII. c. 24, The Statute of the Realm, III, pp. 551, 555-8., Lapsley, County Palatine of Durham, pp. 196-7. Reid, Council, pp. 117-8, 129-30.

(43) Bean, J.M.W., The Estate of the Percy Family 1416-1537, London, 1958, pp. 145-6. L&P. VIII, pp. 446-1., N.C.H., X, pp. 117-8, 397.

(44) 27. Hen. VIII. c. 38, The Statutes of the Realm, III, pp. 591-5. Bean, op. cit. p. 154. Reid, Council, pp. 119-20.

(45) L&P. XII(1), p. 419. Reid, Council, pp. 130-1, 133-4. 指導者 Aske 自身、Percy 家の法律顧問だったといわれる。ibid., p. 133, note 101. 尚、この Carnaby 家が解散修道院の恩恵にあずかったことについては後述参照。恩寵の巡礼については富岡、前掲書が極めて詳しい。氏はこの運動を基本的には「農民一揆」と性格づけながらも、ノーサンバランドの騒擾については慎重に「ジェントリ反乱の様相が濃厚であった」としておられる(387-9頁)。ダラムについては不明な

王権を震撼させる大事件ではあったが、恩寵の巡礼は迅速かつ巧妙に鎮圧されて了った。結局この叛乱は、王室の北部問題解決の手掛りを与えたに過ぎなかったのである。1537年、王室はダラム司教を Lord President に北部評議会 Council in the North を再建したが、その主力メンバーを構成したのは、恩寵の巡礼の参加者たるか否かを問わず、多くは再建前と同一の北部ジェントリーだった。<sup>(46)</sup> さらに同年、6代ノーサンバランド伯は相続人を残さず死亡したので、Percy 家の残った所領は全て遺言に従って王室のものとなった。これによって最大の影響力をもつ北部大貴族の経済的基盤はひとまず崩壊し、それとともに王室は、Percy 家の独占してきた辺境守護職をも奪還することができた。<sup>(47)</sup> 北部評議会を再建し、Percy 家を倒した王室が、北部にその政策を断行することは比較的容易だった。大修道院、修道会の解散に際しても王室は大きな困難に出会うこともなく、1540年1月、ニューカスル修道女院を最後に、高額の免除金によって解散を免れていたものや再建されていたものも含め、北東部の全ての修道院、修道会は解散され、年収にして推定£3,500以上の所領が王室のものとなった。と同時に、タインマウス修道院の享受してきた特権地も、王のもとに移ることによって実質上消滅した。<sup>(48)</sup>

修道院解散と前後して採られた一連の政策は、王室の意志を北部に浸透させるための体制を固めるという意味で、北部問題解決の重大な数歩を踏出すものだった。修道院解散はこの過程と直接間接に結びついていた。しかしこれをもってチュダー朝の北部統治政策が完結したと断ずるのは性急に過ぎるだろう。スコット人侵入の危険がある限り、辺境の防衛問題と混乱は続いた。鍵を握るのはこの地方のジェントリーだった。辺境の防衛を担当するのは彼らであり、この地方の混乱の收拾は、事情に明るい彼らの協力なくして不可能だったからである。他方、分裂を続けてきた彼らを指揮する有力者の必要も感じられた。Percy 家の血もその影響力も断えたわけではなかった。ヘンリー8世とその後継者は、北部、特に辺境2州に、未だ解決すべき多くの問題を残していたといっ

点が多いにしても、北東部に関するこの指摘は概ね同意しうる (cf. L&P. XII(1), pp. 504-8.)。がここでも「農民一揆」の可能性がなかったわけではない。例えば舞台の一つとなった Hexham の農民は、この特権地の役職を独占して苛敵誅求を重ねる Dacre 卿——彼自身叛徒の一人となったが——に対し、16世紀初め、数度の反抗を試みている。(N.C.H., III, pp. 46-7.) 修道士の後に従ったのは彼らだったろう。しかし人口減少を伴う囲込みがこの地方で進展するのは漸く17世紀に入ってからのことであるから (cf. V.H.C., Durham, III, pp. 238, 259-60, 357. N.C.H., IX, pp. 124-5.) 囲込みが農民蜂起の原因だったとすることはできない。この他に考えうる要因は凶作や人口増加、1534年の臨時課税賦課などが指摘しうるが、そのタイミングは蜂起の時期とややずれており、いずれの要因も単独ではこの叛乱の原因となりえたとはいえない。尚、恩寵の巡礼についての最近の研究としては Haigh, op. cit. chap. V, VI. Smith, op. cit. chap. V. などがあるが、Davies, C.S.L., 'The Pilgrimage of Grace Reconsidered,' Past and Present, no. 41 (1968, Dec.) pp. 54-76. が新しい研究を踏まえて新しい展望を与えており示唆に富む。

注(46) Reid, Council, pp. 142-4, 154-5, 158-9. Lapsley, 'Problem of North,' p. 464. 富岡「北部問題」41-2頁、同「農民一揆」456-7頁。

(47) この役職を得たのも地元のジェントリーであった。L&P. XII(1), pp. 110-1.

(48) L&P. XII(1), pp. 143, 354. Hay, op. cit. p. 97.

(49) N.C.H., VIII, p. 221. Hexham 特権地はヨーク大司教との交換によって (L&P. XX(1), pp. 214-6, 677, XXI(2), p. 163.), Tyndale 特権地は一部購入によって (Cal. Patent Rolls, Edward VI(4), p. 125.) 王領地となった。

よい。  
(50)

北東部解散修道院の土地処分の結果を考察することは、以上述べてきた経済的政治的背景を念頭において初めて可能となるだろう。

III

(一)

修道院の土地処分の経過、方法等に関して、この地方が他州と特に異なった扱いをうけた形跡はない。これらの点に関してはイギリスでも我が国でも詳細な研究が既にあるから、われわれの考察は、この2州の旧修道院領が誰の手に移ったか、という点に集中される。だがそれに先立って、若干の注意を付しておく必要がある。

第一に、両州を通じて最大のダラム修道院は、解散後間もなく dean and chapter に改組され、旧修道院領の大部分を回復したことである。そのため俗人に対する処分の対象となったものは、<sup>(51)</sup> タインマウス修道院を除けば、純年収 £200 以下の修道院だけとなった。このことは、旧ダラム修道院領を受け継いだ新しい宗教団体が、解散影響を全く受けることなく以前の権能を享受したことを意味するものではないが、教会地主から俗人地主への土地移動という点からみれば、解散の社会的・経済的効果を他州に比して矮少化するものであった。<sup>(52)</sup>

第二に、その代りノーサンバランドでは、年収おそらく £1,000 を越える Percy 家の所領が王室に移ったことは既に指摘した通りである。これもしばしば旧修道院領と一緒に処分の対象となった。但し、これについては必要な限り言及するに留める。<sup>(53)</sup>

第三に、資料に関して。全ての修道院の土地(封地) land in fee の譲与は、国璽の印影を附した開封勅許状 Letter Patent によって行なわれ、開封勅許状記録集 Patent Rolls に登記された。われわれが利用するのはこの記録集の摘要である。摘要であるため、この資料は、特にヘンリー8世時

注(50) 篠塚信義氏は「……中央、地方の行政機構の改革は……そのつくられた意図どおりに運営され続けたことをいささかも意味しない。……絶対主義とは……在地貴族から権力を国王に集中していくという過程そのものではあるまいか。」と指摘しておられる。「イギリス絶対主義の発展構造」岩波講座歴史14巻、昭和44年、175-6、182頁) 修道院は「貴族」ではないが、以下ではこの指摘を念頭に置きながら論を進めたい。

(51) Youings, 'Term', pp. 23-5. ditto, 'Church', pp. 341-3. Knowles, op. cit. p. 394., Smith, op. cit. pp. 230-1. etc.

(52) L&P. XVI, pp. 420-1, 712. V.C.H. Durham, II, pp. 32-3, III, p. 28. Knowles, op. cit. pp. 389-90., Cal. Patent Rolls. Philip & Mary (3), p. 123.

(53) 解散前の王室の調査で評価された額。

(54) ヘンリー8世末年、エドワード6世の時代にはさらに宗教ギルド、礼拝堂も解散された。(37. Hen. VIII, c. 4, 1Ed. VI, c. 14.) がこれについてはあまりに不明な点が多いので、極めて重要と思われるもの(例えば、St. Giles Hospital, ニューカスル周辺の礼拝堂等)を除いて、考察の対象からははずすことにした。

(55) Bean, op. cit. pp. 45-6 et passim.

(56) Youings, Particular, p. xxxvii. Smith, p. 230.

(57) Calendar of Patent Rolls. Edward VI. 5 vols. Philip and Mary 4 vols. (以下 C.P.R. Ed. VI, C.P.R. P&M. と略)、ヘンリー8世時代は、L&P. XIII-XXI. 必要な限り、エリザベスの時代のもの(以下 C.P.R. Eliz.)も参照した。

代のものは、売却価格設定の基礎となった個々の土地の年価格を記載していないし、全譲渡地の年価値総額も売却総額も載っていないことがあり、極めて重大な制約をもっている。また原取得者 original grantee がしばしば再譲渡したため、これによって実際の修道院領獲得者を確認することは無駄な努力だ、とまで断じられた資料ではあるが、この事実自体、尚検証に値いするし、他の資料で補う限りこの記録がわれわれの利用しうる唯一の、最も正確な資料であることは疑いない。時代は一応メアリ治世末年までとしておく。<sup>(58)</sup>

(二)

解散前、この地方の修道院も、その保有地の大半を俗人に貸付けており、さらに解散を予知した修道士は早急の現金収入を得るため、または有力ジェントリーの欲心をかうため、有利なリースに出した。王室は解散時より一年以上前に設定されたリースについてはこれを尊重したが、解散時に占有者のいない土地についても、自らこれを管理したり、売却・贈与によって処分する前に、多くを21年のリースに出した。既に他者に対してリースの設定されている土地の購入者は、リースの満了

注(58) 従って売却された土地がどれ位の額に達したかという点について正確な数字を得ることは到底できないし、年価値と売却価格を巡る興味深い論点を十分実証することも不可能である。しかし、売却(または下賜)地の年価値の近似値は、Monasticon Anglicanum, (ed.) Dugdale, W. (reed. Caley, J., Ellis, H. and Bandinel, B.; 6 vols. in 8. London, 1817-30. 以下 Dugdale として引用) に一部転載されている Valor Ecclesiasticus, Paper Survey, Ministers' Account (これらの資料価値については Savine op. cit. pp. 32-72.) などから知ることができる場合もある。また 27 Hen. VIII, c. 8. § 27, 8によれば、被譲与者は譲与地年価値の1/10のレントを支払わねばならなかったから、レントが記載されていればこれを10倍することによって年価値を知ること可能であろう。(cf. Savine, op. cit. pp. 72-3.) とはいえわれわれの意図に最も適した資料といわれる Particular for grant (二、三例は Dugdale に転載されているが) を参看しえなかつた以下の研究は、試論の域を出るものでないことを予め断っておかねばならない。

(59) cf. 小松, 前掲書 330頁. Habakkuk, op. cit. pp. 377-8. Fisher によって紹介されて有名な Savine の研究もこの資料に依っているとされるが、最近でも、Rowse, Haigh らが主にこれに依拠している。Liliegren, op. cit. は同じ資料の Dugdale からの孫引きである。転売の事実をフォローできぬという点で Patent Rolls の資料批判が行われるなら、最高の資料と目される Particular for grant もまた、同じ批判を免れないだろう。original grantee の再譲渡は、譲渡ライセンス(これも Patent Rolls に記載されている)によって知りうる場合もあるから、Patent Rolls は、現実の土地獲得者に関して、例えば殆ど購入代理人しか記されていない内乱期の示談委員会記録などと較べれば、遙かに豊かな情報を提供してくれることは間違いない。

(60) 時代をここで区切らねばならぬ理由は、治世の末年まで迎えられるという資料上の便宜の他、何もない。しかし以下では必要な限り、エリザベスの時代にも言及する。

(61) 例えば Neasham, Newminster や Hexham 修道院の敷地周辺の直営地が、Terraes Dominicales in manibus abbatis ……と記されていることから明らかのように、近辺の直営地は解散直前にも home farm として修道士自身が経営していた。Dugdale, IV, pp. 548-9. V, p. 402. The Priory of Hexham, (ed.), Raine, J., vol. 2, Publications of Surtees Society, vol. 46, 1864, p. 157., N.C.H., VI, p. 325.

しかし Dugdale に転載された資料を参見すると、こうした極く一部(例えば Neasham 修道女院の demesne in hand からの年収は、総世俗収入の約1/13, 同じく Newminster 修道院の場合は約1/15)の中核的所領を除けば、殆ど firma, redditus, 即ちリース賃貸料, フリー・ホルド, コピー・ホルドの固定レントからの収入が記録されている。両者の比率を全修道院にわたって検討しうる包括的詳細な資料は利用できなかった。cf. Savine, op. cit. pp. 141-9, 157. Youings, 'Church', p. 330.

(62) N.C.H., VIII, p. 110. Youings, 'Church', pp. 326-9.

(63) The Statutes of the Realm, III, p. 736. Youings, 'Church', pp. 332-3.



図2 北東部修道院解散関係地図

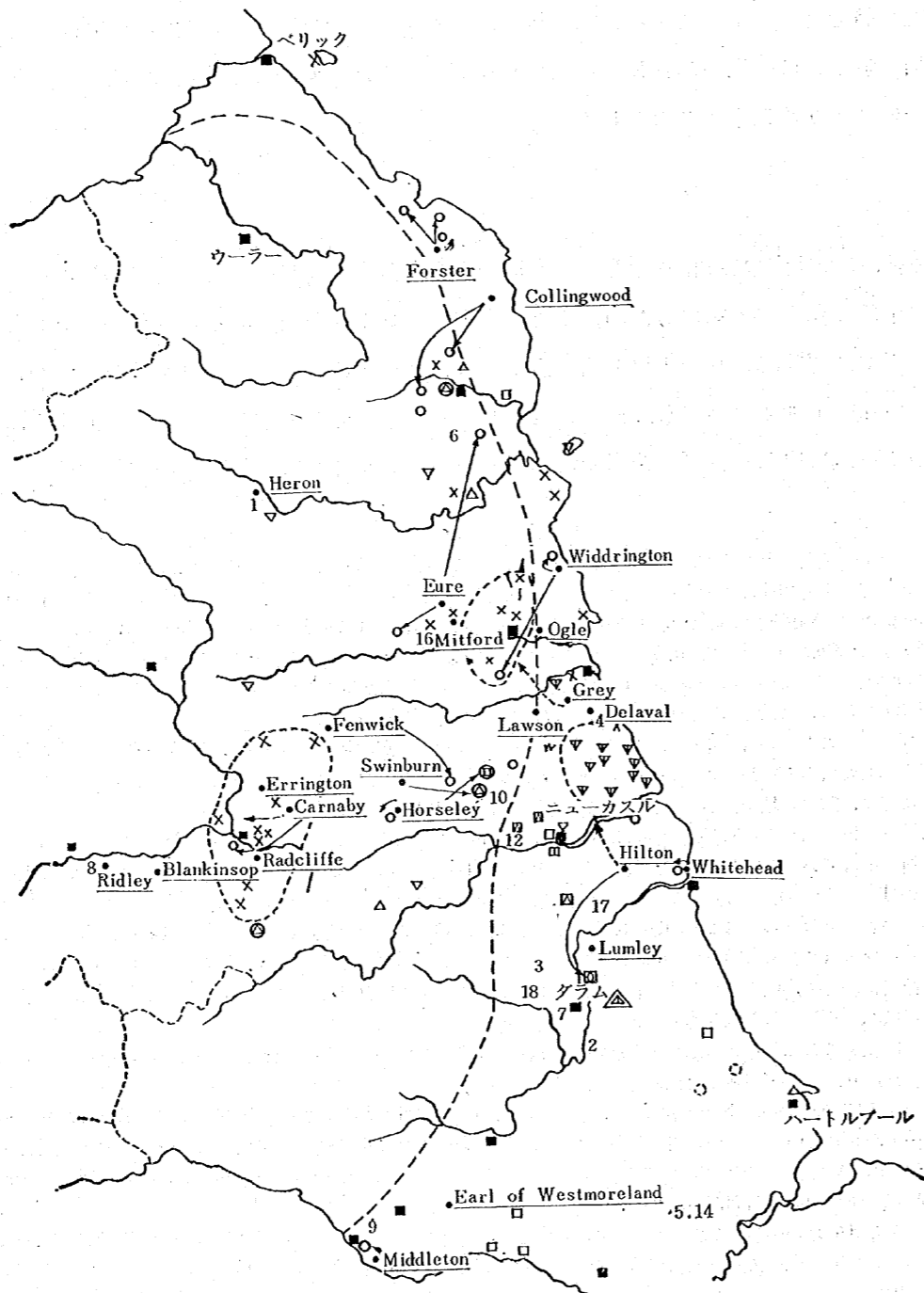


図2 の見方 (内容の説明は本文II章, 及び表3を参照)

1~18の番号は, 表1の遺産目録の番号

..... 低地 lowland と高地 highland の大まかな境界線

■ 都市及び市場町

旧修道院領 (但し, 教会に復帰したもの, 地名の確認できないものを除いた中で, 特に重要と思われるもののみを記した。)

×.....一度も譲与されなかったもの

| 譲与された後, 王室に復帰したもの

△ 二州外の住人 (ロンドン商人, 廷臣等) の獲得地

∇ John Dudley の獲得地

○ 地方ジェントリーの獲得地 (←)

□ ニューカスル商人の獲得地

○ ヨーマンの獲得地

(例) ⊙ 原取得者がニューカスル商人で, 後に地方ジェントリーに転売されたことを示す。

○.....まとまった形でリースされた旧修道院領とその借受人

●.....ジェントリーの居住地

但し 1) 修道院解散と何らかの関係のある家族のみ 2) 同じ家族の成員は二州の各地に分散しているが, 図に示したのは, 本家の本屋敷と推定されるもののみである。ダラムについては, 修道院獲得者が少なく, 不明な点も多いので, 大部分省略したが, ノーサンバランドについては, 重要なジェントリーは大部分記載されている。チュダー朝ノーサンバランド州長官は, 二, 三の例外を除いてこれら家族から選出された。(cf. Heraldic Visitation in 1530, Surtees Society, vol. 41, pp. 26-41, etc.)

資料については, 本文注をみよ。

するまで購入地の自由な処分を妨げられた。他方, リース受入は一時に多額の購入費を要しなかったし, 期限満了後これを更新することも可能だったから, 土地から早期の利益を期待するものにとっては, 購入よりもリースの方が割のよい土地獲得方法でありえた。従ってこの王室リースの獲得者についても言及しておかねばならない。<sup>(64)</sup>

修道院の土地に野心を抱く者は, 解散前から王の側近を動かして, 解散された場合の優先取得権を要請していた。が, 大概彼らが要求を貫いたのは, 土地「所有権」ではなく, リースを得ることによってであった。<sup>(65)</sup> 2州の19の修道院, 修道女院の敷地, 直営地 (即ち, 所領の最も重要部分) の中, 確認される限り11例が1542年までに王室リースによって貸出されており, リースが設定される前に売却された例は2件確認しうるのみである。これに, 敷地, 直営地以外の重要と思われる所領の

注(64) cf. Youngs, 'Term,' p. 25. ditto, 'Church,' pp. 345-8. Smith, op. cit. p. 227, Thomson, G.S., 'Woburn Abbey and the Dissolution of the Monasteries,' Transactions of Royal Historical Society, 4th ser. vol. 16, 1933, pp. 30, 142.

(65) L&P. X, p. 154, XII(2), p. 206, XIV(1), pp. 133, 172, XV, p. 449, XXI(1), p. 404., Hay, op. cit. pp. 98-9.

(66) e.g. L&P. XVI, p. 720. Hay, op. cit. pp. 98-9.

(67) L&P. XIV (1), p. 609, XVI, pp. 720, 722, 725-28, XVII, p. 696, XVIII (1), p. 696, XXI(2), p. 438. C. P. R. P&M. (4), pp. 26-7.

(68) 但し彼らの中の何人かは, リース期限満了前にこれを地元の住人に譲渡したり, 又貸した。e.g. N.C.H., IX, pp. 225-6., Chartularium Abbathiae de Novo Monasteris Ordinis Cisterciensis, (ed.) Raine, J., Publications of Surtees Society, vol. 66, 1876, pp. 309-16.

(69) 彼は Dacre 卿のいとこで, ダラムの名門ジェントリーの一人だった。L&P. XI, p. 524., The Heraldic Visitation of the North of England, made in 1530, by Thomas Tonge. (ed.) Longstaffe, W.H.D., Publications of Surtees Society, vol. 41, 1863, pp. 36-8.

(70) L&P. XII(1), p. 5, Reid, Council, p. 140.

(71) N.C.H., VIII, p. 159.

リース4件を加えた15例について、借受人の分類を試みると、<sup>(67)</sup> 廷臣、王室増加庁役人（又はそれと何らかの関係をもった者）6名、残りは全て、この地方（北東部）のジェントリーである。この地方に居住しない廷臣や役人達が借受人となった例は多いとはいえないが、借受地はいずれも修道院領の中心をなす重要な所領であったことを考えれば、後に述べるフリーホルドの獲得の場合より彼らの占める比重が大きかった点は注意せねばならない。<sup>(68)</sup> 彼らがこの地方の修道院領から利益をひき出したのは、土地の購入によってよりむしろ、リースによってだったのである。

とはいえ、リースを得た者の多くは、Hilton, Carnaby, Radcliffe, Forster など、この地方の有力ジェントリーであった。彼らの中には、恩寵の巡礼の指導者もいた。ノーサンバランド最大のタインマウス修道院領を借受けた Sir Thomas Hilton of Hilton (Dham.)<sup>(69)</sup> の例がそれである。しかし北部評議会のメンバーと行動を共にして和平交渉にのぞんだ彼は、<sup>(70)</sup> 叛乱の積極的支持者ではなかった。彼が以前から欲していたこの所領のリースを得たのは、<sup>(71)</sup> 叛乱を指導した北部ジェントリーに対する王室の懐柔策につけ込んだからだろう。Hilton は1549年、タインマウス城の指揮官に任じられている。彼の遺産目録に残された多数の家畜、穀物、塩、キールの持分などからなる豊かな財産の一部は、このリースがもたらしたものに違いない。<sup>(72)</sup> この王室リース獲得にみられる地方勢力の優越は、<sup>(73)</sup> フリーホルドの獲得者の場合、一層顕著となる。

(三)

もしリースによる借受人がその土地のフリーホルドをも手に入れたとすれば、彼がこれを即座に思い通り処理することを妨げるものは何もなかったはずである。しかしこうした例は決して多くはない。先に挙げた15件のリースの中、廷臣、役人などこの地方と関係のない借受人でそのフリーホルドをも購入した（または下賜を受けた）例は皆無であるし、地方ジェントリーの借受人も、半数の4名がフリーホルドを得たに過ぎない。<sup>(74)</sup>

1539年、年価値 £6,000 までの旧修道院領を売却する辞令がクロムウェルとリッチに出されるま

注(72) Sir Thos. Hilton の遺産目録; 1558年, W&I, pp. 181-4.

—Hiltonに—		—Flattworth と Tynemouth の財産—	
穀物各種	£ 65-6-8	家畜各種	£ 22-13-4
家畜各種	£ 109-6-4	穀物各種	£ 8-19-4
農具	£ 6-0-0	家具日用品	£ 239-11-9
羊毛	£ 1-6-8	プレート等	
		納屋に	£ 4-0-0
		家具等	£ 15-16-6
		その他キール、塩釜等	?

動産総額 £ 473-0-7 (記載もれあり)

彼は借受けた土地の諸々の賦役を貨幣地代に替えた。N.C.H., VIII, p. 230.

(73) 地方人の中には、解散前から保有していた小保有地を改めて王室リースによって保有した農民も若干ながら見出せる。例えば Wingate の例 L&P. XXI(1), pp. 781-2.

(74) Jno. Forster, Jno. Carr, Jno. Hilton, Thos. Whitehead.

表3. 北東部解散修道院領地分例

1) 順号 番号年月	2) 被讓者姓名	3) 被讓者身分	4) 居住地	5) 地目	6) 地目	7) 田所有者	8) 年価値	9) 小計	10) 総値	11) 売却価格	備	考
I 38.11	Sir Rey. Carnaby *	K	Halton(N)	house, site, pasture	4	17-4	17-4	17-4	17-4	227-5-8	本文参照	
II 40.5	Jas. Lawson *	M	Newcastle	lands, demesne etc. in Neasham, Little Burdon etc. Grange in Coochen,	18	11-7-3	11-7-3	11-7-3	11-7-3	27-5-8	Jas. Lawsonは、28, 40年ニューカスル市長。修道院長は彼の妹。	
III 43.10	Jno. Hilton * 妻 Isabella	K	HHTon(D)	house, site, pasture	10	(8-13-4)	(8-13-4)	(8-13-4)	(8-13-4)	179-8-0	Jno. Franklin, B. Andersonを経てニューカスル商人, Ralph Carr が所有。	
IV 44.3	mayor and burges	-	Newcastle	house, yard etc.	24	2-19-4	2-19-4	2-19-4	2-19-4	53-7-4	市の9つのミステリーに423で21年間リース、以後もこのリースは更新される。	
V 44.6	W. mearl of Essex Jas. Rokesby * 他4名	P	-	house, site etc.	25	(6-13-4)	(6-13-4)	(6-13-4)	-	1,409-11-2 1/4	他州の9修道院領とともに譲与。	
VI 44.8	Sir Wm. Barantyne Kelan Thockmorton Hen. Aveston	K E G	-	site, leasmond Ouston grange	16	8-0-0	8-0-0	8-0-0	-	670-13-8	B. Anderson, R. Lewinらニューカスル商人に転売 44年にニューカスル商人 Robt. Brandling へ 譲渡ライセンス。同年, Brandlingは, Hen. Aveston 譲渡ライセンス。最終的にニューカ スル商人 Bart. Anderson へ。	
VII 44.8	Jno. Broxolme	M	London	Nun Moor	16	(6-11-6)	(6-11-6)	(6-11-6)	-	1,112-15-6	ニューカスル商人 Robt. Brandling に転売。	
VIII 45.2	Wm. Paget	C	-	All possessions of St. Giles of Kepier	-	(205-16-0)	(205-16-0)	(205-16-0)	(205-16-0)	1,333-3-4	交換によって直ちに王宮に復歸。cf. X III	
IX 45.2	Sir Wm. Eure	K	Witton(N)	Stritton grange Ealington	7 7	28-6-8 (4-0-0)	28-6-8 (4-0-0)	28-6-8 (4-0-0)	28-6-8 (4-0-0)	下 賜	ヨークシャー Salton の manor, rectory etc. (Hexham 修道院領) 含む。同じ日付で Eure は 428-10-10 で、ヨークシャー Yokefleete (Durham 修道院領) の譲与も受く。	
X 45.3	Jno. Forster	G	Edderstone(N)	house, site, manor, lands etc. in Bamburgh	6	(113-4-6 1/2)	(113-4-6 1/2)	(113-4-6 1/2)	(113-4-6 1/2)	644-5-10	Eure 家は, Dharm, Nthld. の山家系, Wm. Eure は Nthld. 州長官, 中, 東部 巡視 守 護 代 理, 北部 評議 会 々 員。Stritton, Jarrow は 17 世紀 初め まで 所有, その他 は 不 明。	
XI 45.6	Sir Wm. Gresham Rich. Billingham	M G	London	house, site etc. in Sheffield site, garden	26 27	(6-4-4) (13-11-0)	(6-4-4) (13-11-0)	(6-4-4) (13-11-0)	(6-4-4) (13-11-0)	1,576-1-6 1/2	Forster は 後に ナイト, Nthld. 州長官, 中部 巡 視 守 護, 北部 評議 会 々 員。本文 参 照。 全て ニューカスル 市内 の 土地。	
XII 45.6	Jno. Bellow Jno. Broxolme	M M	London London	21 mess. in Newcastle 4 burzage, 8 terr. etc. site, demesne pasture, terr.	8 1,2,7 2	(9-10-8) (5-8-6)	(9-10-8) (5-8-6)	(9-10-8) (5-8-6)	(9-10-8) (5-8-6)	2,370-19-1/2	Dent は 27. の 建 物, 異 国 寺 を ニュー カスル 市 に 譲 渡。 -45年 Bellow らは Nthld. ジェントリー Wm. Farwell の 譲 渡 ライセンス を 得 て 200-14 -8 1/2 で 売却, 後者は さらに 同年, 一部 を Jno. Hall へ の 譲 渡 ライセンス 受 け。 rectory の リース も 受 け。	
XIII 45.6	Thos. Whitehead	G	Wearmouth(D)	house, site, lands	12	(11-16-5)	(11-16-5)	(11-16-5)	(11-16-5)	161-2-7		
XIV 45.6	Jno. Scudamore Jno. Dorlye	A -	-	house etc.	28	(4-5-8)	(4-5-8)	(4-5-8)	-	739-3-4		
XV 45.4	Jno. Carr	C.G.	Hetton(N)	3 mess. in Horton, Horton grange	7	21-0-0	21-0-0	21-0-0	21-0-0	189-0-0	Carr は Nthld. の 旧 家 の 出 身, Wark Castle	

年次	人物	身分	所在地	土地	年次	土地	年次	土地	年次	土地	備考
XIV 45.6	Jno. Scudamore	A	house, etc.	28	(4-5-8)	(4-5-8)	739-3-4				
XV 46.4	Jno. Carr	C.C.	3 mess. in Horton, Horton grange	7	21-0-0	21-0-0	189-0-0				Carr is Nthld. の旧家の出身。Wark Castle の指揮官。70年頃、テナントのRey 家(ヨーマン)が、この所領全てを購入。
XVI 49.3	mayor and burgess	-	Chapel, mess., lands, in Jesmond, Byker	-	(5-10-0)	(5-10-0)	144-13-4				Jesmond は、ニューカッスル市長, Sir Jno. Brandling に譲与。
XVII 49.7	Hen. Codrham	G	rectory, advowson	5	-	-	118-3-13½				売却価格が低いのは、都市内の土地、聖果取入が多いためと悪かれる。
XVIII 50.3	John Earl of Warwick	M	Cocket Island, Robley etc.	8	2-18-8	10-2-10	693-6-10½				7月にYorks, Wars, Berks 等の土地と交換
XIX 50.12	Ralph Sadler	P	site, manor, demesne, lands	3	7-4-2	-	-				John は後のduke of Nthld.
XX 52.1	John, duke of Nthld.	K.C.	site, demesne, Heckley Grange	1	16-0-0	-	-				cf. X X, X XI, X XIV, X XVI
XXI 52.1	John, duke of Nthld.	P	Hasywell, salmon fish	2, 8	-	-	271-6-6				解放後, Cuth. Radcliff(N. G.)にリースされていたもの。Sadler は後にSir Fracs. Brandling(N. K.)に譲渡。
XXII 52.3	Jno. Horsley	P	Abbey wood, Hull Park	8	16-10-10	27-13-8	233-6-8				John はこの時点で辺境総守護。Beaside は
XXIII 52.3	Jno. Cockburn	P	Cocket Island, Beaside	3	7-4-2	-	-				52年王に復帰後(cf. X XIV)ユリザベス時代
XXIV 52.11	John, duke of Nthld.	P	site, demesne, all lands in Tynemouth, Fiasworth etc.	8	157-15-0	-	-				ロンドン商人をへて, Jno. Ogle(N. G.), Brink burn も同じく, Jno. Forster へ。
XXV 53.2	Ambrose Middleton *	E	site, 2 gardens	29	-	-	695-9-9½				Wares, Gloucs, Midds. の所領と交換。
XXVI 53.10	John, duke of Nthld.	P	lands, mess., in Horsley, Felton	3	13-6-8	13-6-8	13-6-8				Tynemouth は52年王に復帰後、チャールズ I 世の時代まで王領地。
XXVII 53.3	Simon Welbery	Y	All possessions of St. Giles Hospital of Kepier	-	205-16-0	205-16-0	205-16-0				48年Nthld. 州長官, Bamburg のスチュワード
XXVIII 53.3	Chas. Morland	Y	manor of Chopwell	7	24-13-4	27-13-4	388-15-7½				ロンドン商人 Jno. Heath に転売。Heath はこ
XXIX 53.4	Robt. Collingwood *	E	lands in Reddendale	15	3-0-0	9-0-0	9-0-0				こに定住。二州外の庄人の新たな家門の基礎
XXX 53.4	Alex. Collingwood	G	Chantry, mess., lands etc. in Barnard Castle etc.	-	9-0-0	9-0-0	9-0-0				となった唯一の例。後にニューカッスル商人 Cole に売却。
XXI 53.5	Jno. Widdrington	K	site, mess., lands, in Newcastle etc.	17	9-10-0	33-10-0	-				X X, X XI の譲与地の大部分を含む所領と交換
XXII 54.6	Thos. Holmes	G	mess. in Newcastle etc.	4	24-0-0	-	-				X X, X XI の譲与地の大部分を含む所領と交換
	Gilb. Langton	G	mess. in Lancheater etc.	4	(1-14-8)	-	-				この譲与の中心は旧 Percy 家領。
			mess. in Wingate	10	-	-	-				Middleton は、解放前よりこの所領の一部の借受人。
			Milbourngrang, Haswell	1, 3, 4, 7, 9	27-15-4	27-15-4	27-15-4				Kent の所領と交換。
			mess., etc in Wittingham etc.	3	(3-8-8)	-	-				譲与の中心はヨークシャー Gisborn 修道院の manor of Castle Eden(D)。
			mess., lands in Borne Gate	1	-	-	-				本文参照。
			lordship, manor etc of Gateshead	9	27-0-8½	27-0-8½	27-0-8½				ヨークシャー Kirkeham 修道院の manor of Tillington(N)含む。Collingwood は Nthld. の旧家, Robt. は解放のためのコミッションの一の一人, 52年州長官。
			mess., lands in Shotton	7	(3-6-8)	(3-6-8)	33-19-6½				メアリ即位後直ちに返却。
			Cheshorne grange	4	(5-6-8)	(6-6-8)	645-19-5				ヨークシャー St. John Jerusalem 修道院の manor of Chiborn(N)含む。Widdrington は 42年州長官。辺境守護代理。
			mess., lands Hudspeth	7.3.	(1-0-0)	-	-				Holmes らは Cheshorne の復帰権を、解放前よりの借受人 A. C. Swinburn に転売。

(注) 3) 身分: K (騎士) M (商人) P (貴族) G (シュエントリール) E (エスクワイア) A (王冠加守役人) C (廷臣)  
8) 年価値: 譲与中、北東部二州の修道院が二州内に所有する所領の年価値 9) はその小計 10) は他州をも含めた譲与の総年価値。C ) 内は、主に Dugdale によって筆者が補ったもので、年価値の近似値をあらわしているに過ぎない。売却価格の記されていないものは、下掲とみなした。  
7) 旧所有者: 修道院名、位置については、図 1、表 2 を参照。mess. とは message, tenm. とは tenement の略。  
\* 本人または家族の一人が解放時の地方役人に登用された者。

(資料) L&P, X III ~ X XI, C. P. R. Ed. VI, Philip & Mary, Eliz., N. C. H. 12 vols., Welford, 3 vols., C. C. D. N., W & I., Dugdale. 詳しくは本文注をみよ。

では、Reynald Carnaby が、Hexham 修道院の敷地、建物の下賜を受けた以外、北東部の修道院の土地が譲与された例はない。その翌年からメアリ治世末年の1558年までの間に、2州の修道院が、この地方に所有していた所領について、47件の処分例を開封勅許状より拾い出すことができる。処分は、件数からみれば44—5年、52—3年に集中し、当然ながらメアリの時代には極めて僅かしかない。その中の主なものは表3、および図2に掲げておいたので詳しくはこれを参照されたい。以下では要点のみを記しておこう。

47件の処分例を一応身分毎に分類すれば次のようになる。

表 A	身 分	件 数	
	*地方人(法人)	17 (36%)	* 2州に居住する者全て。法人とは全てニューカスル市。
	ロンドン商人	11 (23%)	† 他州に居住する王室増加庁役人をも含む。
	†中央役人	7 (15%)	‡ うち4件は Jno. Dudley への譲与。
	‡貴族	8 (17%)	
	不明, その他	4 (9%)	
		47 (100%)	

件数のみからいえば、この地方と関係のないロンドン商人や廷臣、貴族への譲与は、この地方の住人に対するそれを凌いでいる。しかし譲与の規模を考慮に入れないこうした分類は、被譲与者の実際の身分上の分布について誤解を招くおそれがある。この地方での譲与の規模はいずれも極く小

注(75) Percy 家の家臣として重要なポストや所領を着々と簞奪していった Carnaby 家の Sir Reynold は、解散直前の1536年には Hexhamshire の総管理人になっていた。(L&P. X, p. 30, N.C.H., III, p. 52.) 王室の Percy 家所領獲得の手引きをした Carnaby 家は恩寵の巡礼叛徒の攻撃目標の一つになったが、鎮圧後、Hexham 修道院の敷地建物などの贈与を受け (L&P. XIII(2), p. 409, N.C.H., III, p. 52.) その土地管理を託された。(L&P. XVIII(1), p. 495, XVIII(2), p. 67.) 単純封土権の譲与の規模は極く小さなもので、名目的な regality は長く王室にとどまったが、彼はこの所領を実質上マナ領主と同じ資格で保有していたといわれる (N.C.H., I, pp. 52-7.).

彼の修道院強奪ぶりは凄まじいものだったらしく、Reynald Carnaby に相続人なく家門断絶の危機に陥った時、迷信深い人々の口の端には「修道院の物盗品を一人占めした」罰だとの噂がのぼるほどだったと伝えられている。(N.C.H., III, p. 164) 王室の信頼と Percy 家への影響力を巧みに操ることによって多くの所領を得た(The Statutes of the Realm, III, pp. 612-4, C.P.R. Ed. VI(4), p. 36. 但し, Bean, op. cit. pp. 155-6. もみよ) Carnaby 家は、おそらく Percy 家が復活するまで、北東部最有力者の一つであったろう。彼の所領は後に Forster 家が吸収していくが、この点は後述参照。

(76) 即ち、イ) 2州外の修道院がこの地方に所有していた土地、ロ) 2州内の修道院が他州に所有していた土地、の二つを考察から除外することを意味する。イ) については十分検討する余裕がなかったが、例えばヨークシャ Gisborne, Fountain, Kirkeham 修道院、カンバーランド Carlisle 修道院などが若干の所領を所持していたことが知りうる。しかしこれらはいずれも小規模のもので、北東部2州の修道院領は殆ど2州内の修道院が所有するものであったと大過ないように思われる。ロ) を除外することは研究の当面の目的にとって大きな障害とはならないだろう。この二つ、及びダラム修道院を除いて、ヘンリー8世の時代王室に移った処分可能な北東部の修道院領は、総収入 Gross income から判断して、£1,600から£1,800の間位だったと推定しうる。ダラムの教会領は前述の理由によって解散の影響を受けなかったとはいえず、この額は、例えば Devonshire 1州と較べても極めて小さい。だが土地の価値も、ジェントリー達の有する財産額等も相対的に低かったこの地方では、修道院領はその絶対額からみた以上の経済的比重をもっていたと考えねばならない。cf. Youings, 'Terms,' pp. 19-20. Rowse, op. cit. p. 162.

(77) 地方人の中には Jno. Carr の如く、中央の役人を勤める者もいたし、ロンドン商人にも宮廷官職を持つ者が多数あったから、身分による区別は必ずしも一義的に明確ではない。47件の譲与に関係した者は71名いるが、これを身分別にみるとロンドン商人17名、貴族8名、地方騎士、ジェントリー8名、中央役人7名、の順となる。がこれは共同購入を無視したものであるから、殆ど無意味な分類だろう。

さい。これは何よりも、処分の対象となった修道院の数や規模そのものが小さかったことによるが、<sup>(78)</sup>理由は他にも考えられる。この点は後に触れよう。

いま、年価値 £1 以上と推定される譲与について分類すると、下記の通りである。

譲与規模	身分	地方人 (法人)	ロンドン 商人	廷臣、王室 増加庁役人	貴族	その他	計
£ 1~£ 10		6	2	3	2	2	15
£ 11~£ 50		6	3	1	3	—	13
£ 51~£ 100		1	—	—	—	—	1
£ 101~£ 500		1	—	1	2	—	4
計		14	5	5	7	2	33

この表では、地方人対外部者の勢力は、ほぼ拮抗しているといえる。処分の具体例に  
いま少し即して論を進めてみよう。

(α) ロンドン商人、廷臣、王室増加庁役人、貴族、その他。；表Aは、この地方でもロンドン商人が修道院領の処分に多数関係していたことを示している。<sup>(79)</sup>が、表Bを参照すれば、その譲与の半数以上が年価値 £1 にも満たぬ極小規模のものであったことが明らかである。彼らは、多数の他州にまたがる大規模な購入の極く一部として、この地方の修道院領を得たのだ<sup>(80)</sup>。しかもこの地方の土地が比較的大きな購入単位をなしていた場合にも、彼らは短期間の中に譲渡ライセンスを得てこれを再譲渡してしま<sup>(81)</sup>った。ほぼ同様のことは、Wm. Cavendish, Hen. Sidney, Ralph Sadler らの中央の廷臣、役人、John Dudley 以外の貴族、その他、この地方の住人でない全ての者への譲与についてい<sup>(82)</sup>うことができる。

表Cは極めて不正確なものではあるが、メアリ末年頃までの譲与地のその後の経過を表わしている。

	件数	
転売	10 (21%)	* 複数の単位の土地からなる譲与を受けた者は、しばしばこれを分割して転売した。ここでは便宜上、譲与地の中核部分を転売した者は転売の、これを保有していた者は原取得者保有の項に入れた。
王室復帰	6 (13%)	
原取得者保有	16 (34%)	
不明	15 (32%)	
計	47 (100%)	

注(78) 例えば Youings, Particular, p. xxv et passim. Smith, op. cit. pp. 241-2. などと比較せよ。

(79) 推名重明氏は、解散時の土地移動の際「商人階級は……ロンドンの商人ですらロンドン周辺だけにその活動が限られていた」(「農業における産業資本の形成」岩波、西洋経済史講座II, 228頁)と断定されているが、これが、original grantee についていわれているのなら、根拠薄弱といわざるをえない。注(37)もみよ。

(80) e.g. L&P. XX(1), pp. 211-2, XXI(1), pp. 578-9, 762-3, C.P.R. Ed. VI(2), pp. 143-7, 196-9, 296-8, Ed. VI(3), pp. 8-18, 282-7, Ed. VI(4), pp. 240-3, Ed. VI(5), pp. 244-7, 262-4, 281-3. C.P.R. P&M(1), pp. 469-72, P&M(4), pp. 278-81.

(81) e.g. L&P. XIX(2), pp. 75-6, XX(1), pp. 520-4, C.P.R. P&M(1), pp. 184-6, P&M(2), p. 259. 再譲渡の例については後述参照。

(82) e.g. L&P. XIX(1), p. 504, XIX(2), p. 69, XX(1), pp. 520-4, 578-9, C.P.R. Ed. VI(2), pp. 265-73, Ed. VI(4), pp. 283-93, Ed. VI(5), pp. 281-3.

確認される10件の転売(結婚、死亡など相続による移転含まず)の中、7件はロンドン商人、廷臣ら北東部住人以外の原取得者によって行われたものである。これに王室に復帰した Wm. Paget への譲与(Grant(以下Gと略)Ⅷ)を加えれば、彼ら他州人に対する譲与の重要部分の殆どを含むことになり、原取得者がメアリ末年まで保有していた例の中には、彼ら他州人の例を1件も発見できない。<sup>(84)</sup>不明の項には、他州人への譲与が多数含まれているが、これらは Jno. Scudamore らに対する譲与(G. XIV)を除いて全て a land, a messuage, a tenement, などと記された小地片であり、規模からすれば譲与地の移動の大勢を左右する程のものではない。要するに、北東部2州以外の被譲与者は、この地方で得た修道院の土地の——全てとはいわないまでも——大部分を手放してしま<sup>(85)</sup>ったのである。<sup>(87)</sup>

彼ら、殊に Jno. Broxholme, Jno. Bellow, Thos. Holmes, Thos. Reve など、この時期イングランド全土にわたってしばしば大規模な購入を行ったロンドン商人が、結果的には再譲渡することになったにせよ、当初は投資として目論んでいたのか、初めから投機を目指すものであったか、あるいは他者の購入のための代理人として活動したに過ぎぬかは、検討に値する問題だが、資料が十分でない。しかし例えば次の如き例を挙げるることができる。Blanchland 修道院の敷地、直営地は、最初、王室増加庁役人 Wm. Green にリースされたが、これを購入したのは彼ではなく、Jno. Bellow, Jno. Broxholme の二人だ<sup>(88)</sup>った。彼らはこれを、レスターシャ、ヨークシャ、リンカンシャ、グロスタジャなどに分散する48の旧修道院領とともに購入したが、4日後には譲渡ライセンスを得て、2日後に地元のジェントリー Wm. Farewell に £200-14-8<sup>1</sup>/<sub>2</sub> で転売してしま<sup>(89)</sup>った(G. XII)。Bellow らが購入した時、この土地の年価値は £9-2-11 と評価されたと推定されるから、彼らは転売に際して年価値の約22倍の価格を要求したことになる。Bellow らの購入は当時標準の年価値の20倍で行われたと思われるから、彼らは転売によって9%、年価値の約2倍の利潤を得たはずである。この率は、代理人としての活動に対する報酬としては十分大きい、格別有利な投機と見なしうるほど大きなものではない。この事実は、譲渡から再譲渡までの期間の短かさ、購入単位がしばしば豊かな<sup>(90)</sup>

注(83) L&P. XX(1), p. 122.

(84) しかしなかったとは断言できない。不明のものの中には——その可能性は少ないが——彼らが所有し続けたものもあったかもしれない。後注(118)参。

(85) L&P. XX(1), p. 528, V.C.H., Durham, II, p. 110. 彼は Herfords., Staffords. 等の receiver だった。

(86) 2州以外の地方の被譲与者もほんの少数だが見出せる。例えばヨークシャの修道院領獲得に活躍した Wm. Romesden. (L&P. XXI(1), pp. 356-8.) が彼がこの地方で得た土地もまた、無視しうる程小さい。cf. Smith, op. cit. p. 32-5.

(87) 但し、原取得者ではなかったが、Jno. Coekburn より年価値 £200 を越えるグラム近郊 St. Geles Hospital の全所領の転売をうけたロンドン商人 Jno. Heath を見逃してはならない。彼はここに新たなジェントリーの家門を築いた。(V.C.H., III, pp. 184-5) しかし額は大きい、こうした例は、これ一件のみである。しかも彼は後にこの一部をニューカスル商人 Cole に売却した。

(88) L&P. XX(1), pp. 655-7, N.C.H., VI, pp. 324-5.

(89) L&P. XX(1), p. 671, N.C.H., VI, pp. 325-6.

(90) cf. Youings, 'Church,' p. 351, Habakkuk, op. cit. pp. 377-80.

投機利潤を約束するには余りに小規模のものだった事実と併せて考えれば、Bellow ら一部のロンドン商人は、投機家としてより購入のための代理人として活動したとする見解を支持するものであろう。尤も、譲与を受けた後3年もこれを保有していた Wm. Gresham (G. XI) や、他州で得た多数の修道院領を「抜目なく資本主義的に経営」し、この地方でも Alnwick 修道院を得た Ralph Sadler (G. XIX) らまで単なる購入代理人であったとするのは非現実的である。彼らは当初、投資としてこれらの土地を得たかもしれない。しかしいずれにせよ、少なくとも、この地方の外部の者の「投機熱」が、この地方の修道院領にまで及ぶことは殆どなかった、と断定して差支えない。

前節で触れておいたように、中央から離れた経済的後進地帯の、しかも政情不安なこの地方の瘦せ地に、この地方以外の住民が魅力的な利得のチャンスを見出さなかったろうことは十分予想しうる場所である。事実もまたこの予想を裏切っていないといつてよい。結局、北東部2州の旧修道院領は——Heath 家の例 (cf. G. XXIII) と今一つの重要な例外を除いて——2州とは無関係な者を新地主としてこの地方に迎え入れることなく、この地方の住民のもとに還流することになったのであった。

(β) John Dudley; 今一つの例外とは、ウォリック伯、後のエドワード6世の摂政、ノーサンバランド公爵 John Dudley である。王室の北部辺境に対する、従ってその地方の修道院領処分に関する微妙な立場を読みとることができるのも、彼に対する譲与に於てである。ヘンリー7世の枢密顧問官を父にもつ John Dudley は、有能なる軍人かつ政治家でヘンリー8世にも寵愛厚き人物だったが、以前から北東部2州に繋りをもっていた形跡はない。(93) 1550年3月、彼は、旧ノーサンバランド伯領 (以前 Carnaby 家の保有していたもの) を中心に、Brinkburn, タインマウス両修道院領の一部、ヨークシャの旧ダラム修道院領からなる土地の下賜をエドワード6世より受けた (G. XVIII)。この John Dudley へのこの地方での最初の譲与に付された前文は、譲与の理由を次のように述べている。「……(先王の時代を) 遙かに上回る規模の北部の防衛のための膨大な費用を鑑み、顧問官とありうべき損失を避ける手だてを勘案してみるも、北部の支配が託さるべき由緒も財産もある有力者がいないことほど大きな障害はない。そこで王はウォリック伯 John を北部の支配につけ……彼をその地方の第一人者となるべく要求し……その地位に相応しい権威と財産を授けることを決して……以下の譲与をなすものである。」これらは同年7月、王に売却を強いられた南部の土地と交換させられた

注(91) Slavin, op. cit. p. 207.

(92) 彼はこれを地元のジェントリー (または商人。後述参照) Sir Francis Brandling に転売したが、これが何時行われたかは不明である。Dugdale, VI(2), p. 867. 表Cではこれをメアリ末年までの転売の項に入れておいた。Slavin はこの譲与について一言も費していないが、Sadler の獲得地は Home Counties と Avon 地方が中心だったといわれるから、Alnwick 修道院領は、Sadler が獲得した土地の20%しか行わなかった再譲渡の中に含まれていたことになる。Slavin, op. cit. pp. 193-201.

(93) Dictionary of National Biography, vol. VI, pp. 109-111, Trevor-Roper, op. cit. p. 48 seq.

(94) C.P.R. Ed. VI(3), pp. 370-4. この譲与の翌月、彼はノーサンバランド総督 governor, 辺境総守護職に任命され、「ノーサンバランド伯が行使してきたように」この役職を勤むべく £1,000 の年給を受けている。C.P.R. Ed. VI(3). 彼への譲与は多くの頁でデヴォンシャに於ける Russell 家へのそれに比較しうる。cf. Miller, H., 'The Early Tudor Peerage, 1485-1547', Bulletin of the Institute of the Historical Research, vol. 24, no. 69, (1951), pp. 88-90.

が、52年1月には、二度の譲与によって、以前 Hilton にリースされていたタインマウス修道院の直営地を中心とするこの地方の修道院領の極めて重要部分を下賜された (G. XX, XXI)。もしこの譲与が存続していたなら、彼は、少なくとも北東部の旧修道院領の8分の1以上を独占する最大の被譲与者となっていたろう。しかし同年11月、John はこの所領の大部分をも交換によって王に返却してしまった (G. XXIV)。彼はその後の譲与でも若干の北東部修道院領を得てはいるが (G. XXVI)、最終的にはこの北東部「新」貴族ノーサンバランド公爵の全所領の中、旧修道院はほんの一部を形成するに過ぎないものとなった。(96) そして一度は彼に譲与された莫大な北東部修道院領の大部分——特に、スコットランド遠征のための英国艦隊の基地として、要塞に改造され高度に軍事的機能を付与された旧タインマウス修道院とその周辺(97)の所領——は、以後長く王室の手もとに残ることになったのである。(98)

王室は一方では、最初の譲与で雄弁に語られているように、Percy 家亡き後、それに代って北部を安定させ、対スコットランド戦争で指導的役割を演ずる実力者が必要であった。他方、この北部の実力者が、かつての Percy 家の如く王権を制肘する権勢を握ることはこの上ない危険を孕むものだった。John Dudley に対し、短期間に三度も譲与、返却、交換を強いた事実は、北部辺境に対してアンビヴァレントな立場に置かれた王室の逡巡を反映するものだろう。彼への譲与も、それを奪還した後、譲与によって手放すことなく王領地としてとどめておいたのも、これを説明するものは、この地方に対する王室の政治的軍事的配慮に求められねばならない。(100)

(四)

では処分された修道院領が結局還流していった地方人とは一体誰であったか。

(γ) 地方ジェントリーその他。; ナイト, エスクワイア, ジェントルマンなど、要するに平民の上層地主階級に属する者をジェントリーと一括して呼ぶならば、彼らへの譲与は最も多く9件を数えることができる。(99) (G. III, IX, X, XIII, XV, XXII, XXV, XXIX, XXXI)。これにロンドン商人ら2州外の原取得者によって譲与地の全てまたは重要部分の再譲渡を受けた例を加えると、計12例。

注(95) C.P.R. Ed. VI(3), pp. 364-6.

(96) C.P.R. Ed. VI(4), pp. 117-9, 185-6.

(97) ibid. pp. 368-70.

(98) C.P.R. Ed. VI(5), pp. 174-5, 179-81, Dugdale, IV, pp. 305-7.

(99) N.C.H., VIII, pp. 157, 159.

(100) Habakkuk は、特にエドワード6世時代の大貴族による交換の重要性を指摘しているから (op. cit. p. 376.), Dudley の譲与交換は、王室からの強制ではなく、経済的利益を求める Dudley 自身のイニシアチブによるものだったとも考えうる。しかしそう考えると、2州で最も経済的価値の高いタインマウス修道院を何故に彼が手放したか、という点を説明できないから、この例に限ってわれわれの主張の方が説得的であるように思われる。cf. N.C.H., VIII, p. 158. 後述も参照。

(101) L&P. XVIII, p. 237, XX(1), pp. 58, 245, 486, C.P.R. Ed. VI(4), pp. 360-1, 385-6, Ed. VI(5), pp. 21-4, 40-1, N.C.H., I, pp. 93-4, XII, p. 154.

即ち、表Bより John Dudley への譲与とその他を除いた27件の中、半分近くは王室からの直接譲与や再譲渡を通じて、この地方のジェントリー階層の所有地となったことが確認しうる。さらにフリーホルドによる譲与の規模は小さいが、Rey. Carnaby への譲与もこれに付け加えてよいただろう。彼らジェントリーの得た土地は規模に於て年価値£3余りから£100を越えたと思われるものまで多様であったが、いずれもコンパクトな所領として修道院領の重要部分を構成していたもので、譲与に際しても単独またはその中心単位として扱われたものであった。被譲与者も譲与地の近辺に居住するものが多く、譲与地の一部を修道院から保有を許されていた者や、譲与に先んじて王室リースによって保有していた者もいたから、譲与地の性格や価値について知悉していたと考えねばなるまい。彼らの何人かは解散を遂行するための地方役人に登用され、この地位を利用して譲与を得たのだった。この辺境地方でもまた——否辺境地方であるが故に一層——解散の恩恵に最も与ったのは、解散前から修道院領の借受人であったり、解散時の地方役人を勤め、「チュダー朝国家に積極的貢献をなしうる意欲も能力もある」ジェントリーであり、処分された土地は、貴族でも2州外の住人でもなく、この地方のジェントリーの「中規模所領」を拡大する結果となったことは疑いない。では、「チュダー朝国家に貢献しうるこの地方のジェントリー」とはどのような者達であったろうか。われわれはただ一例、Forster 家の場合だけをとりあげてみよう。

Forster 家の初代は1427年の臨時課税台帳に初めて登場してくるノーサンバランドでは比較的新しい家族だといわれるが、既にヘンリー7世の時代までに戸主の Sir Thomas は Adderstone を所有し、この地の60人の騎兵の隊長として辺境防衛に参加する有力 border family になっていた。(104) Sir Thomas はヘンリー8世の時代、Berwick の marshal を勤めていたが、修道院の土地を購入したのは彼ではなくその次男の John であった。John が得た最初の譲与は41年、Bamburgh 修道院領のリースで、4年後にはこれを買上げている。メアリ治世末年までに得たのはこの1件の譲与のみだったが、これによって新しい家門の礎を築いた John Forster は、47年にナイト、49年にはノーサンバランド州長官、その後57年のスコットランド大遠征に際して勇猛果敢な指揮官として注目を浴びた彼は、61年に北部評議会々員、同じ頃、中部辺境守護職に抜擢された。ノーフォク公をして「こうした戦さにむいたノーサンバランド唯一の男」と言わしめた彼は、69年の北部貴族の叛乱で鎮圧派の旗頭の一人となって王室の信頼を一層固め、Bamburgh の Forster 家を本家を凌ぐ不動のものとしたのだった。(106) 彼の修道院領集中が本格化するのはこの時期と前後してである。例えば、Carnaby 家の保有する Hexham 修道院領は三人の娘の嫁資として辺境名門ジェントリーの Ogle, Lawson, Widdrington の三家に分割所有されていたが、王に復帰した Widdrington 家のシェアの

注(102) L&P.VIII, pp. 51-2.

(103) cf. Youings, Particular, p. xxviii.

(104) N.C.H., II, pp. 221-2.

(105) L&P. XVI, p. 727, XXI, p. 245, N.C.H., I, pp. 93-4.

(106) N.C.H., I, pp. 154-6. Reid, Council, p. 494.

譲与を得たのを足場に Sir John は次々にこれらを獲得していき、かつての Carnaby 家の遺産を Alnwick マナとして一括所有するに至った。(107) さらにエリザベスの2年、ロンドン商人に譲与された Bamburgh 修道会の敷地付属地も、Widdrington 家を通じて Forster 家領に吸収された。(108) また、先に John Dudley に譲与された Brinkburn 修道院領は、John の私権剥奪後、72年ウォリク伯 Ambrose Dudley に譲与されていたが、Sir John Forster はこれも直ちに購入した。(109) 同じ頃、Blanchland 修道院領も、譲与と結婚によって、この家族のものとなった。(110) かくて1570年代末までに、ノーサンバランドの5つの修道院の敷地、直営地などからなる最も重要な部分は、Bamburgh の Forster 家、一家に所有されることになったのである。

Sir John Forster は、確かに「家族の junior branch を代表しているという意味での“新人”」(Youings, Particular, p. xxviii) であった。しかし Forster 家そのものは新興家族とはいえないし、Sir John 自身が新しい型のジェントリーだったとも必ずしも言えない。中央政界との繋りは無論あったとはいえ、彼は宮廷の官職を通じて成上った「宮廷ジェントリー」ではなかった。17世紀初頭に残された Sir John の遺産目録は、彼もまた多数の家畜の飼育を中心に健全な「所領」経営を行うジェントリーだったことを窺わせる。(111) が他方で1575年、つまり修道院領を集中しつつある時期、国境での騎馬の不足を嘆いて送った彼の手紙は、彼のジェントリーとしての性格を伝えているように思われる。彼はこの中で、「長い平和のため住民は土地の耕作を手掛け始め、この世が苦難に満ちていた時代のように喜んで騎馬についたり武器をとったりしないこと」王室ばかりかジェントルメン、貴族も「grossom レント (entry fine—中野) を徴収し、レントを高めるため、貧乏なテナントは昔のように馬や武器を保持できないこと」を指摘して、その対策を促している。(112) ここに見出すのは、所領の合理的経営に基礎をおく新しい型のジェントリーというよりは、好戦的ジェントリーの末裔というべきだろう。辺境ジェントリーのこの家督相続権のない次男が、独立を約束する修

注(107) N.C.H., III, pp. 56-7.

(108) C.P.R. Eliz.(1), pp. 301-3, N.C.H., III, pp. 141-3.

(109) C.P.R. Eliz.(5), pp. 69-72, The Chartulary of Brinkburn Priory, Page, W. (ed.) Publications of Surtees Society, vol. 90, 1892, pp. xii-xiii.

(110) N.C.H., VI, pp. 326, 328. 彼は他にエリザベスからいくつかのリースも受けている。C.P.R. Eliz.(2), pp. 481-2, (5), p. 293.

(111) Sir John Forster の遺産目録; 1602年, N.C.H., I, pp. 158-9.

—Freers に—		—Styford に—		動産総額 £ 1,009- 5-8
家畜(牛)	£ 64- 6-8	家畜(牛, 羊)	£ 180- 0-0	
穀物	£ 149-19-0	穀物	£ 42- 0-0	
—Alnwick に—		—Spidleston に—		
家畜(牛, 羊)	£ 23- 0-0	現金, 金	£ 550- 0-0	

\* Freer とは Bamburgh Friar, Alnwick とは Alnwick マナを指す (中野)

家畜に比して穀物が多いのは、彼が穀物十分の一税の徴収権をも取得していた事実 (注142をみよ) より一部は説明しうる。多額の(現)金と併せて考えれば、彼は自営する地主というよりは rentier であったとみるのが、妥当であろう。

(112) Creighton, op. cit. pp. 75-6. cf. Reid, 'Rebellion', p. 180.



道院の土地を得、さらにこれを追加していくほどの地位に登りえたのは、宮廷での獄官でも、商業や土地経営でもなく、辺境防衛を担当してきたこの家族の伝統と彼自身の軍人としての才能によるものだったといつてよい。

所領の大部分が修道院領によって形成されたという点では、Forster は例外に属するだろう。しかし彼について言われたことが他のジェントリーについても多かれ少かれ妥当することは、例えば「中部辺境のジェントルメンで最も著名な Borderer」Geo. Fenwick が、Brinkburn 修道院の獲得優先権を希望して送った手紙が物語っている。Fenwick は「この30年間、戦時にも平時にもスコット人と盗賊に対処して、勇敢に王に奉仕してきた。その奉仕には流血と散財、捕囚の運命が必ず伴った……この訴願がかなえば他の(同様な)者の励みともなる……。」この「他の同様な者」が、あるいは Eure であり Carr であり、Horsley, Collingwood, Widdrington 等々であったのである。<sup>(113)</sup>  
(表3, 図2参照)<sup>(114)</sup>

無論、古い伝統をもつジェントリー家族の土地の一部は、農村のより下層身分の者の所有に転じた。例えば、John Carr が譲与を受けた Horton Grange(G. XV) には Rey という家族に属する三人のテナントがおり、これが Carr への譲与に先んじてこの grange の四分の一のリースを受けていた。そして1571年頃、Rey 家は Carr 家からこの grange 全てを購入してしまった。Rey 家の Thomas——彼はこの時点で王室衣裳掛りヨーマンとされている——は58年、タインマウス修道院領の一部を £105-7-0 のレントで借受けているから、解散修道院はこのヨーマン家族の上昇に大きなチャンスを与えたに違いない。さらにヨーマンが王室より直接譲与を得た例さえ見出すことができる(G. XXVII)。しかしこうした例をこれ以上挙げることはできない。<sup>(115)</sup><sup>(116)</sup><sup>(117)</sup><sup>(118)</sup>

北東部の修道院解散は、農村内部からの新しい勢力の抬頭のための大きな原動力となったとはいえないし、王室より与えられた外部からの経済的チャンス(潜在的な土地市場)に北東部農村が弾力的に対応しえなかったことは、一節で述べたこの地方の停滞性を想起すれば容易に理解しうるところである。結局、修道院の土地の被譲与者たる資格をもつ農村の勢力は、古いジェントリー家族の成

注(113) L&P. XXI(1), p. 404. 彼はこの所領を21年のリースによって得た。

(114) 彼らは大概、辺境守護職や州長官職などを通じ、地方に拠点をおいて王室とつながる旧家のメンバーだった。例えば、Wm. Eure, Jno. Widdrington の二人の辺境守護代理を補佐すべく任じられた北部ジェントリーには、Jno. Carr, Rey, Carnaby, Robt. Collingwood, Jno. Horseley などの名がみられる。L&P. XII(2), pp. 104-8, Creighton, op. cit. pp. 72-5.

(115) L & P. XX(1), pp. 486, 685, 691, N.C.H., XII, pp. 154-5.

(116) C.P.R. P&M.(4), p. 410, N.C.H., VIII, p. 230.

(117) C.P.R. Ed. VI(5), pp. 150-2.

(118) ロンドン商人らに一括購入された土地の一部がヨーマンに渡ったことは十分考えられるし、エリザベス朝以降を詳しく検討すればヨーマンの土地獲得はさらにいくつか発見されるだろう。(e.g. N.C.H., X, pp. 196-8.) しかし時代を内乱期まで伸べてみたとしても、ジェントリーへの道を買った地方人の半分はヨーマン農業家だった(Cliffe, J.T., The Yorkshire Gentry from Reformation to the Civil War. London, 1969, p. 19.) というが如き事実、この地方では見出せない。

員以外にはなかった。「新しい」勢力があるとすれば、農村ではなく、都市ニューカスルに求めねばならない。<sup>(119)</sup>

(8) ニューカスル商人。; メアリ治世末年までに修道院領獲得に活発な動きをみせたニューカスル商人には、Lawson 家, Brandling 家, Dent 家, Anderson 家の4家族があり、ニューカスル市自身も若干の譲与を受けている。いずれも16世紀に入ってから市政の中核に登場してくる商人として新興の家族といえるが、その土地獲得の仕方は一様でない。<sup>(120)</sup>

ダラムのジェントリー出身の James Lawson は、ジェントリー家族によくみられるように、その妹がヨークシャとの州境にある Neasham 修道女院の院長を勤めていた。<sup>(121)</sup> 1540年、彼が、Carnaby を除けば北東部で誰よりも早く、この修道院の直営地、付属地を得ることができたのは、明らかにこのコネクションがあったからである(G. II)。彼はこれを基礎に付近のマナをも買い集め、ここに Neasham の Lawson 家を築いた。<sup>(122)</sup> James Lawson は43年にも旧ノーサンバランド伯領と Hexham 修道院領からなる年価値 £19-16-8 の土地を購入しており、後者は後に付近のジェントリー-Fenwick 家に渡ったが、前者の少なくとも一部は内乱期に至るまでこれを所有していた。<sup>(123)</sup> 彼は二つの譲与を年価値のほぼ20倍の標準価格で得ており、商業で得た富で新しい family branch を起すことを目指した純粋な土地投資とみなさるべき例である。<sup>(124)</sup><sup>(125)</sup>

Brandling 家のメンバーもいくつかの修道院の土地を得ているが、王室よりの直接譲与によったものは一つもない。Robt. Brandling は廷臣、ロンドン商人からの転売によってニューカスル修道女院の二つの所領を得ているが(cf. G. VI, VII), その中の一つは直ちに再転売してしまった。<sup>(126)</sup>

注(119) しかし実際に修道院領を得たのは、これらの家族の中、王や廷臣とのつながり、土地の必要性、家計状態、獲得可能な土地と居住地の地理的關係、等の要件のいくつかが備った一部の者達であったことはいうまでもない。彼らの他にもヨークシャと一部のダラムジェントリーの中には、北部評議会、辺境防衛、恩寵の巡礼や解散時の功績などによって、この地方の修道院領を得る資格を十分もつ者が何人かいた。彼らの何人かは実際リースによってこれを得たが、フリーホルドは得ていない。この事実、彼らが辺境地方から利益を引き出そうとしたのは、土地投資からではなく、役職からあがる給金や役得からだ、ということによってある程度説明されるように思われる。例えば、恩寵の巡礼時のジェントリー叛徒の一人 Robt. Bowes は、北部評議会の他、中部及び東部辺境守護、Hexham 王領地管理人、Norham 城指揮官などを勤めたが、ちなみに Norham 城指揮官として彼が得たのは£163余の年給と Norham マナのリース、中、東部守護職については併せて£1,000の年給だった。L&P. XX(1), p. 218, C.P.R. Ed. VI(3), pp. 162-3, (5), p. 6, Reid, Council, p. 491. また cf. L&P. XIV(1), p. 484, C.P.R., Ed. VI(2), pp. 1-2.

(120) いずれも解散前に市長、シェリフを歴任している。Blair, C.H.H. (ed.) 'The Carr Manuscript, 1432-1634; A catalogue of all the maiors and sheriffs of……Newcastle upon Tyne……', Archaeologia Aeliana, vol. 18, 1940, pp. 15-36. Welford, op. cit. vol. 2, pp. 524-5.

(121) W&I, pp. 156-8.

(122) L&P. XVI, p. 51. Dugdale, IV, p. 550. にはこの Particular for grant が転載されている。

(123) V.C.H., Durham, III, pp. 288-91.

(124) L&P. XVI, p. 51.

(125) Welford, R. (ed.) The Records of the Committees for Compounding with Delinquent Royalist in Durham and Northumberland. Publications of Surtees Society, vol. 111, 1905.(以下 C.C.D.N.) pp. 201-2, 265-9. Fenwick 家は解散前より、Lawson から転売を受けた土地を含むマナの借受人だったが、内乱時までには全マナを獲得している。Priory of Hexham, vol. 2, p. 165, C.C.D.N., pp. 182-3.

(126) L&P. XIX(2), p. 86., Welford, op. cit. vol. 2, pp. 493-5, vol. 3, p. 166.

解散前に既にいくつかのマナを地主より購入していたから、土地への渴仰はそれほど大きなものではなかったのだろう。彼の兄弟 Sir John もニューカスル市を通じて一所領を得ている(G. XIX)。この家族は後に、Ralph Sadler に譲与されていた Alnwick 修道院領も獲得して、Alnwick とニューカスル近辺の双方に所領を抱えたジェントリーになったのである。同じくニューカスル冒険商人 Wm. Dent も、ロンドンの Wm. Gresham からの転売によって市内の年価値£20余りの土地を手に入れた(cf. G. XI)。

上記三者が、一流とはいえないまでもジェントリー家族のメンバーであったと思われるのに対し、Anderson 家は全くの新人といてよい。初代 Henry Anderson は解散直後、ドメニコ派修道会の管理人の一人に任じられているが、修道院の土地を獲得していったのはその息子 Bartram だった。前述の Robt. Brandling より Jesmond, Ouston Grange の再譲渡を受けたのを皮切りに、50年には、Wm. Jenison——彼もまたニューカスル新興商人であった——とともに Cocken のマナその他を購入し、53年には£678-6-8を支払って王室より直接、二州にまたがる Brinkburn, Newminster, Hexham, Alnwick 修道院の grange, 保有地, 共同地等, 及び Finchale 修道院領の Haswell のマナの譲与をうけることに成功した(G. XXVIII)。この他、市内の小保有地も若干手に入れている。彼の得た土地は大半ニューカスル市内または近郊農村に位置するもので、年価値にして約£45、つまり Bartram Anderson は土地購入のため£1,000前後の資金を注ぎ込んだことになる。彼はこれらの土地全てを所有し続けたのではない。1566年、彼は53年の譲与で得た年価値£5余の一 grange を、解散前からこれを保有していたジェントリーに譲渡するライセンスを得ている。購入から転売までの13年間、彼は修道院や王室に代って、解散前と同一の保有者からの地代の取得者としてこの土地からあがる利益を享受していたのだろう。しかし13年という期間は、彼もまた転売を目的とした投機ではなく、投資としてこれらの土地を購入したことを示すに十分の長さといえる。1570年の彼の遺言状、遺産目録は、結局一番価値の高い Haswell と Ouston の二カ所だけをこの時期まで

注(127) Welford, op. cit. vol. 2, p. 287.

(128) Ibid., p. 267.

(129) Dugdale, VI(2), p. 867, C.C.D.N., pp. 132-3.

(130) Welford, op. cit. pp. 239, 258, Blair, op. cit. p. 87, Hay, op. cit. p. 99. しかしこの家族の本屋敷となったのは、おそらく前記 Lawson から転売をうけた旧ノースンバランド伯領 Byker マナだった。cf. C.C.D.N., pp. 182-3.

(131) L&P. XIII, p.150, Welford, op. cit. vol. 2, pp. 169-70, 407, W&I, p. 165.

(132) L&P. XIX(2), p. 420, Welford, op. cit. vol. 2, p. 221.

(133) Welford, vol. 3, p. 43. cf. C.C.D.N., pp. 255-8.

(134) C.P.R. Ed. VI(3), p. 230. 後にニューカスル商人 Carr 家に移った。Welford, vol. 2, pp. 213-4.

(135) C.P.R. Ed. VI(5), pp. 34-5, Lesbury を除いて全てニューカスルから半径15マイル以内に位置している。マナとしてまとまった最も価値の高い Haswell (年価値約£13) はニューカスルから約15マイル離れているが、ダラム市に近い中部ダラムの肥沃な低地農業地帯にあった。

(136) C.P.R. Eltz.(3), p. 416, Priory of Hexham, vol. 2, p. 164.

(137) Anderson は年価値の約25倍で購入したが、転売に際してはこれを購入時の年価値の約38倍で譲渡している。(N.G. H., XIII, pp. 538-9.) しかしこの50%強の名目的増収は、13年間に可能となった改良地代と物価騰貴の成果とみるべきだろう。

所有していたことを示しているが、そこに残された多数の家畜、農具は、彼がこれらの土地を自営していたことを推測させる。実業の世界から土地経営に転じた新地主、というパターンに典型的にあてはまるのはこの Anderson 家の場合である。

その他に、ニューカスル市自身もいくつかの譲与を受けた。その一部は市を通じて個人に譲渡され、市民の不動産的富を増加させることになった。(G. IV, XVI, XXX).

メアリ末年までにニューカスル市と市民によって獲得された土地は、件数からすれば、再譲渡を含めて10件、と農村ジェントリーに次ぐが、全て併せてもおそらく年価値£100にも満たぬ小規模なものであった。この間に土地を得たものは新興の、市政の頂点に立つ少数者に限られており、また「新興」といってもその中の何人かはジェントリーの子弟であった。しかしこの地方では処分の対象となった土地の価値そのものが小さなものであったし、ニューカスル商人が市壁外で得た土地(市内の殆どの土地は彼らのものとなった)は、地理的にも便利な、この地方では最も価値の高い土地だった。さらに、たとえ新興商人がジェントリーの出身だったとしても、彼らの土地獲得を可能にしたのは商業で蓄積された富であったし、しかもニューカスルはメアリ治世末年以降も、土地を求め Anderson 型の商人を次々に生み出していった。Jenison 家、Riddell 家、Tempest 家、Liddell 家、Cole 家、等、これらの家族はいずれも、次の世紀にかけて旧修道院領を所領の重要な一画として、時にはそれを自家の本屋敷として得たニューカスル新興商人である。ひとたび有力市民に成上った彼らには、結婚の絆によって、古いジェントリー家族の所有していた旧修道院領を相続する機会もあったことは言うまでもない。相対的に静態的な北東部地主社会に吹き込む新風があったとすれば、それはまず都市ニューカスルを通じて送られたものだったのである。

(五)

最後に、この地方に関する限り、解散修道院の土地処分は、王室にとって、多くの利益をもたらさぬ、政策の失敗だったといえるだろうか。残念ながら資料は全ての譲与地の年価値と売却価格についての委細を知らせてくれないが、知りうるもののみについてみれば、大体、売却価格は平均的地価にほぼ等しい年価値の20倍以上に保持されていたといえる。但し、特に初期の譲与の中には、

注(138) Haswell Grange に; 家畜£126-8-0, 穀物£6-1-4, 農具£16-0-0, Ouston に; 家畜£30-13-0, 穀物£16-3-4, 農具£3-19-2, この他ニューカスルと White Hall に穀物, 家畜あり。W&I, pp. 341-2. この興味深い家族の商業活動については別の機会に論じたい。

(139) しかしエクセター商人による修道院領獲得があまりみられぬといわれる Devonshire や、商人の進出といっても、地元のパル、ヨークの商人が殆ど購入していない West Riding の場合などに照らしてみれば、ニューカスル商人のこの時期の活動は十分注目に値する。

(140) Tempest は旧 Finchale 修道院領 Stella, Liddell は礼拝堂付属地, Cole は旧 St. Giles Hospital 領 Kepier 等々。Welford, vols. 2, 3 passim. 尤も、彼らに獲得可能な土地は修道院領ばかりでなかった。特に重要なのは、1569年の叛乱で私権剝奪されたダラムの Neville 家領である。だがこれらはエリザベス朝以降のニューカスルの歴史に属する事柄であるから、稿を改めて検討しよう。

(141) 表中 G. II, III, XXV, XXVIII, XXXIがその例。G. IV, XVI, XVII, が20倍以下であるのは、都市内の土地が大半を占めたからだろう。

下賜若しくは極めて低率の額で処分された例もある。例えば、Bamburgh 修道院領を£644-5-10で購入した前記 Forster の場合が挙げられよう。年価値評価額は不明だが、この譲与は修道院に属する殆ど全ての不動産を含むものといわれるから、Valor Ecclesiasticus などによればその年価値は£100 以上だったと思われる。従って彼がこれを年価値の7倍にも達しない低額の率で購入したことは確実である。<sup>(142)</sup>しかしこうした例を王室の無定見な土地処分の証左とみなしてよいだろうか。ここでわれわれは今一度、北東部の置かれた殊に政治的状况を考えねばならない。<sup>(143)</sup>

成る程、財政収入という観点からすれば、王室はこの地方の解散修道院領のいくつかからは正当な利益さえ得られなかったといえるかもしれない。だが王室がこの地方に期待したのは、豊かな財政源よりもむしろ、王国の統一を保証するパワーの配分、辺境の防衛と北部の安寧を維持しうる王権に忠実な軍事力であったことが想起されねばならない。<sup>(144)</sup>この点から見れば北東部修道院解散は、特権地の廃絶を可能にしたということだけでも王室に貢献するものであった。<sup>(145)</sup>王室が北部の安全に如何に腐心したかは、John Dudley への譲与をみても明らかである。これを考察する際われわれは、ティンマウス修道院とその周辺所領が王領地として残ったのも、軍事的重要性をもつ地域の土地の所有権を全面的に放棄するより、これを操作可能な範囲内に掌握しておこうという王室の戦略的配慮からであったことも指摘しておいた。この旧修道院所領は以後、ティンマウス城砦指揮官の役職保持者にリースされることになる。その他の王領地として残った土地も、辺境守護職、Berwick 指揮官、Tyndale, Redesdale 鎮護職などの役職に対する給与源として、任期間や年限のリースに出された。<sup>(146)</sup>役職と無関係な土地のリースにあたっては——時には炭坑リースの場合さえ——王室は、「要求された時には、騎兵と武器を提供して北部で王室に奉仕すること」との条項を加えるのが普通であった。<sup>(147)</sup>こうして解散修道院領の多くが長く王領地のままだったが、相対的に狭いチャンネルを通じて処分された土地の行き着く先は、ニューカスル商人を除けば、まずこの地方の古いジェントリーのもとだった。そして王室がこの地方で最も望んだものこそ彼らの協力、その忠誠と軍事力だったのである。<sup>(148)</sup>たとえ無償の譲与であっても、また鋤保有による譲与であっても、この譲与によって

注(142) 高額に達する10分の一税も大部分含んでいる。L&P. XXI(1), p. 245, Dugdale, VI(1), pp. 103-4, N.C.H., I, pp. 93-4, 171. 王に留保された1/10レントから逆算すると£ 113-4-6 3/4 が売却基準年価値。

(143) 既にリースによって得ている所領の譲与であったことが、この低率売却と何か関係があるかもしれない。cf. G. XIII, XV.

(144) 下賜や低率譲与の場合には当然ながら王への奉仕を代償として要求している。

(145) 但し特権地の特権が中世の盛期そのままに維持されていたと考えるのは危険であるが。cf. N.C.H., p. 221.

(146) 借受人は1560年の7代ノーサンバランド伯以後、Lord Russell, Dumbar 伯などの大貴族だった。C.P.R. Eliz.(2), p. 11-2, N.C.H., pp. 159-79. この最大の修道院領が処分されたのは漸くチャールズ1世の時代であったが、ロンドン商人を介してこれを得たのは、ノーサンバランド伯と地元ジェントリー、ニューカスル商人だった。N.C.H., V, pp. 282-3, 301-2, VIII, pp. 230-40, 263-4, IX, p. 226.

(147) e.g. C.P.R. Eliz.(1), pp. 14, 200-1, 465, Eliz.(2), p. 52, 153, 251, 325, 530. 注(119)も参照。

(148) N.C.H., IX, p. 224.

(149) e.g. C.P.R. P&M, (2), pp. 167, 303, 340, Eliz.(1), p. 340-1, 242, Eliz.(2), p. 619, (5), pp. 230, 236, 293, Kerridge, Agrarian Problem, pp. 58-9.

彼らが——Percy 家ではなく——王室への忠誠と辺境防衛のための実力を固めるなら、土地処分の結果は王室に十分裨益するところがあったといわねばならない。勿論、事態は王室の思い通りに進行したわけではなかった。Dudley の失脚後、復活した Percy 家は次第に所領を回復していったし、<sup>(151)</sup>チュダー朝の国教政策は遂に北部に深い根を下すことなく、内乱期に至るまでこの地方はカトリック勢力の牙城でさえあった。これらの危険な胚子は1569年、北部貴族の叛乱となってまず結実することになる。<sup>(152)</sup>しかし北東部解散修道院の土地処分の結果は王室の北部問題解決の意図にそうものであったし、John Forster が叛乱鎮圧の指導者となった事実<sup>(153)</sup>に象徴されるように、王室政策の一定の成功をすら示すものであったというべきであろう。

IV

北東部解散修道院の土地処分に関する以上の考察をいま一度整理し、若干の展望をあたえておきたい。

われわれはまずこの地方の経済的後進性、停滞性を強調しておいた。ある意味で、修道院解散の直接の影響が最も純粋に(即ち変化の原因として)観察しうるのは、既に解散前より大きな変化の過程にある社会よりも、中世の社会構造をできるだけとどめた静態的な北東部のような地方であるといつてよからう。確かにこの地方の修道院の少なくとも一部は、「社会生活の焦点」としての機能を失ってはいなかったし、だからこそ解散に際しては修道士に導かれた叛乱さえみられたのであった。しかし没収地の処分に関する限り、修道院解散がこの地方の農村社会に与えた影響は大きなものだったとはいえない。<sup>(153)</sup>

注(150) 処分の規模が小さかったのは、一つには需要者の側とこの地方の経済的事情によるものだろう。しかし、何故特定の土地が処分されなかったか、ということの中には、王室の意志を読みとることが許される。しばしば言及した Tynemouth の例以外にも、旧特権地 Hexham の所領はスコットランド及び混乱の続く Tyndale 地方と近接していたため、また Holy Island は辺境の北端 Berwick との繋がりのため、王領地として留ったに相違ない。尤も Newminster 修道院領の重要部分が処分されなかったのは、コンパクトな所領としてそれがもつ経済的価値のためであったかもしれぬ。だがいずれにせよ、処分にあって王室の意志が反映されていることは否定できない。前注(147)及び図2参照。

(151) e.g. C.P.R.Ed. VI(4), p. 185, P&M, (4), pp. 179-89.

(152) Reid, 'Rebellion', passim.

(153) 年価値について正確な数字が得られないので粗雑な概算に過ぎないが、メアリ末年までの再譲渡を考慮に入れた処分状況は次の如く示される。

	年価値(£)	(%)	但し
1. 地方ジェントリー	280~300	(33)	* Dudley の譲与はメアリの時代までに全て王領地に復帰。 † ロンドン商人とは、スコットランド地主より転売をうけた Heath 家1件のみ。
(2) John Dudley*	250	(29)	
3. ロンドン商人†	200	(23)	
4. ニューカスル商人	100	(9)	
5. 不明, その他	30~50	(6)	
計	860~900	(100)	

2. を王領地に加えれば、メアリ末年、約2/3は王領地として残留または復帰。前注(76)を参照。

北東部2州の修道院領は小規模であり、しかもタイムマウス修道院領などの重要所領を含む約三分の二の所領は、メアリ末年まで王領地のままであったか、処分後王領地に復帰した。残りのわずかな没収地の被譲与者の中には、この地方でも遠くロンドン商人や中央廷臣を見出すことができる。だが彼らの購入は小規模であり、注目すべき投機の事実もない。修道院領に抛って他州からこの地方の地主社会に新しい人材が供給された例は1件を知りうるのみであり、他州からの修道院領獲得者は、確認される限りこの地方の住人に転売してしまった。譲与の数も規模も小さかったが、処分によって潤ったのは誰よりもまず、この地方の既存の上層ジェントリーの一部だった。<sup>(154)</sup> ニューカスル商人による獲得にも無視しえないものがある。しかし北東部の「新人」地主の供給源としてのニューカスルの重要性は——時代がくれば一層——強調されねばならないとはいえ、少なくともメアリ末年まで、彼らの修道院領獲得がこの地方の土地所有構造を一変させるほど大きなものだったとはいえない。<sup>(155)</sup>

では何故この地方の土地処分が相対的に小規模であり、この地方の古いジェントリーが最大の受益者であったろうか。一つの理由は単純に経済的なものである。第一に、この地方の土地の経済的価値が、あらゆる点からみて外部者の投資(機)を惹きつける魅力がなかったから。第二に、この地方では古い農村エリートたる彼ら以外に土地購入を行いうる富と需要をもつものがいなかったから。だが理由はいま一つ——多分政治的理由がある。われわれは経済的後進性と並んで、この地方の政治的「後進性」、辺境としての政治的特殊性をも強調しておいた。修道院解散はこの地方では「北部問題」解決策と不可分に結びついており、他地方以上に政治的意味あいの強いものだった。そもそもこうした地方で土地を——従ってまた土地「市場」をも——経済的タームでのみ考えることは許されるだろうか。王室にとってこの地方の解散修道院領処分から期待される財政的利益は些細なものだったろう。王室が欲したのは、土地の商品価値の実現ではなく、これに随伴した勢力、より端的に言って、辺境の安全を保証する軍事力だったのではないか。と同時に、辺境防衛を担当するこの地方のエリートジェントリー達にとっても、土地はなお私兵調達<sup>(156)</sup>の源泉としての意味をもっていたのではなかったか。王室は戦略的に重要な土地を王領地として残すか、さもなければ、国王腹心の大貴族かこの地方の少数有力ジェントリーに、軍事的忠誠と交換しうる限りで譲与したのである。北東部修道院領処分の型を決定した要因の一つはこうした政治的状况であり、われわれがや

注(154) そして彼らは Fuller の時代までこれを「慎しく守って」いったのである。Fuller, T., *The History of the Worthies of England, 1662.* (ed.) Nuttall, P.A., London 1840. Reprint, 1965. vol. 2, p. 554.

(155) 本稿では土地所有の分布状況に考察の力点を置いたため、土地経営や地主農民関係の変化については簡単に言及したにとどまった。またこの地方の孤立性をやや強調し過ぎたきらいもある。この地方でも閉込み(多くは協定によるもので本格的には17世紀以降に進行)や一時金・地代の騰貴がみられた。しかし本文や注、表3、図2などに示した次の点は、こうした新しい状況の原因を修道院解散に帰属させることを困難にする。修道院領獲得者は、イ) 解散前よりその土地の借受人だった。ロ) さもなくば獲得地の近隣に居住していた。ハ) 古い家系の成員だった。ニ) 一時金や地代騰貴は旧修道院領でより大きかった証拠はない(例えば Forster の手紙参照)。以上は修道院領獲得者が農業経営者としても地主としても解散前のそれと全く異なるタイプのものでありえなかったことを示唆する事実である。

や不当なまでに政治的背景の描写に紙面をさいた理由もここにある。

投機や新人抬頭の例があまりみられぬこと、処分に当たっての王室の態度には十分な計算が読みとれること、解散修道院領は農村の土地所有構造に大変化をもたらさなかったこと、これらはいずれも、Gasquet 流の旧説よりむしろ新見解に符号する事実である。では北東部のケースを、新見解を支持する典型的な例とみなしてよいだろうか。無論それはできない。Gasquet 流の解釈が攻撃を受けたのは、要するに当時の諸変化の原因を全て修道院解散に求めようとしたからであった。この解釈には、解散前のカトリック的中世の静態的調和世界が前提されていたとあってよい。しかし最も静態的地方でさえ修道院解散を激変の原因とは必ずしも認めえないとすれば、他の地方にこれを期待することはできまい。結局、修道院解散の影響は、変化の原因としてではなく、既に進行しつつある変化をどれだけ、どのように促進したか、という点で評価されねばならない。この点に関してわれわれの研究が示唆するのは次のことである。

ノルマン征服以来最大の土地没収ともいわれる修道院解散ではあるが、それが特定の地域社会に与えるインパクトの強さを決定するものは、権力の意図や地理的経済的要因のため外部資本の導入が制約されている場合には特に、この経済的チャンスに反応しうる当該社会の流動性、土地市場の展開度、貨幣的富の裏付けをもった住民の土地に対する「有効需要」の大きさ等であり、こうした前提を欠いた社会にとって、大きな潜在的な土地市場の存在それ自体は、少なくとも短期には、当該地域社会の構成を変革する要因たりえない。北東部はその好個の例、一つの極限的特殊ケースであり、この意味では解散の影響をミナムにしか受けえなかったケースなのである。<sup>(156)</sup> 解散の影響を評価するにあたって肝心なのは、結局評価の基準を何処におくかということである。Gasquet 流の旧説を攻撃目標として比較的先進地域での解散を評価する限り、その影響を相対的に小さなものとみなすことは容易だろう。しかし解散の影響の大きさを決定するものが、経済的チャンスに反応する側、特定社会の内部にあるとすれば、この同じ例を北東部の例と比較する場合にも同じ結論が引き出せるだろうか。孤立的停滞的北東部——ここでも激変の原因とみなしうるほど活発ではなかったにせよ商人やヨーマンすらの活動がみられた——と較べれば先進的地方にあっては、修道院領処分は既に進展しつつある農村社会の変化を促進する相対的により強力な媒介要因たりえただろう。

主に Gasquet 流の解釈の批判に向けられた近年の研究は、過度に強調されると、逆方向に一面的な解釈、解散の影響を抹殺してしまう危険性をもつように思われる。<sup>(157)</sup> 新研究の提供する各地方の事例は、Gasquet 説とともに、いわば下限をなす北東部の例とも比較して位置確定されねばならない。このことによって初めて、全国的規模での修道院解散の影響についてバランスのとれた理解がえられようし、この大量の土地処分に正当な歴史的意義を与えることができる、とわれわれは考える。

注(156) 経済的政治的背景の類似した北西部ランカンヤに関する最近の研究の結論も、北東部のそれとはほぼ同一である。Haigh, *op. cit.* pp. 137-42.

(157) 例えば Woodward は修道院解散の影響を 'no revolutionary changes' と評している。op. cit. p. 132.

(追記)

本稿執筆後、次の論文を知った。Kew, J., 'The Disposal of Crown Lands and the Devon Land Market, 1536-58', *Agricultural History Review*, vol. 18, pt. 2 (1970), pp. 93-105. 私的土地市場の展開を実証的に確認するという正当かつユニークな手続きを経た後 Kew が得た結論のうち、さしあたり興味深いのは次の二点である。1) 旧修道院領を中心とする王領地売却は、土地市場全体の半分以下である。このことが「何故短期にあのように多量の修道院の土地を吸収しえたか」を説明する。2) 王領地処分は私的土地市場成長の刺激となった。私的土地市場について実証できなかったわれわれの結論は説得力を欠くとはいえず、北東部の例によって示したかったことの一つは、(例えば Devon と較べて) 私的土地市場展開度の低さが、政治的等の要因と相まって、王領地「吸収」の規模と経路に一定の限界を設けたこと、この限界が翻って、王領地処分の土地市場全体に与える「刺激」の大きさと方向に限界を設けたこと、である。

(大学院経済学研究科博士課程)

資料

ニュー・ヨーク農民の日記, 1850年

岡田 泰 男

農民の日記が、農業史の貴重な史料であることはいりまでもない。もちろん、日記をつけていた農民は例外的であって、そうした史料から、平均的農民の姿を描き出すことは困難かもしれない。しかし、農民の日常生活を知らせてくれる点で、日記は、旅行記、新聞雑誌記事、農業協会報告書などに比べ、はるかに重要である。私は先に、あるニュー・ヨーク州の農民の約20年分の日記を利用して論文を書いたが、わが国ではまだアメリカ農民の日記そのものが紹介されたことはないし、また、私の利用した日記が公刊される見込みもないので、以下に1年分(1850年)のみを取り上げ、訳出してみた。日記の筆者は当時オスウィゴ郡(Oswego)に住んでいたフランシス・スクワイアーズ(Francis W. Squires)であり、1850年には30歳の農民であった。彼および彼の農場については、前記の論文を参照されたい。なお、彼の日記には当然のことながら、天候についての記載があり、「朝のうち曇、午後は一時晴れて北西の風、夜に入ってから雪がちらつく」という類の詳細な記入がなされているが、あまりにスペースをとりすぎるので、残念ながら天気の記事は割愛した。

1月2日

木材3台分(load)をメリアム(Merriam)へ、1台分

をランサム(Ransom)へ運び、留め金<sup>(2)</sup>を買う。

1月3日

木材3台分を、メリアムのため、ポタッシュ<sup>(3)</sup>(potash)製造場へ運ぶ。あらびき粉を持ち帰る。

1月4日

木材3台分をメリアムのため、ポタッシュ製造場へ運ぶ。総量は6コード(cord)で、1コードあたり9シルである。また、メリアムのため、4台分<sup>(4)</sup>(2<sup>3</sup>/<sub>5</sub>コード)を、アレン(Allen)の所へ運んで帰る。14シル。

1月7日

丸太7本をゴードン(Gordon)の製材所へ運ぶ。2.14フィート。

1月8日

ウィラード(Willard)夫婦と一緒にオスウィゴへ行く。りんご3ブッシェルを持ってゆき、ブッシェルあたり3シル6ペンスで売る。また、じゃがいも2ブッシェルを、ブッシェル3シル6ペンスで売った<sup>(5)</sup>。

1月9日

丸太5本を製材所へ運ぶ。14フィート。

1月10日

乾草1/2トンをウィルソン(Wilson)へ、また1,100ポンドをメリアムへ運ぶ。価格はトンあたり7ドル。木材2台分を運ぶ<sup>(6)</sup>。

注(1) 岡田泰男「一農民の日記より見たるニュー・ヨーク農業の変遷」(『三田学会雑誌』64巻8号)日記の原本は、Squires' Diary (MSS), Collection of Regional History, Cornell University である。

(2) 木材1台分とは、馬そりに1台分のことである。メリアムは、日記筆者の住んでいたニュー・ヘイヴン(New Haven)の商人の名。

(3) ポタッシュは木灰からつくったカリで、ガラスや石けんの製造、染色に利用されると共に、羊毛の洗浄剤として多く使われた。

(4) コードは木材の単位。長さ4フィートの材木が、幅8フィート、高さ4フィートに積上げられた1山が、1コードである。重さにすれば2トンから2トン半になり、馬2頭でひく馬そりの1台分から2台分にあたる。なお日記の中の貨幣計算は、シリリングとドルとが併用されており、1シルは12.5セントに等しい勘定になっている。

(5) ウィラードと日記筆者とは兄弟で、共に父の家に住んでいる。オスウィゴは、彼等の農場から10マイルほど離れたところにある町である。

(6) ウィルソンは商人の名。